

田上町人権教育・啓発推進計画

2023 年度～2032 年度
(令和 5 年度～令和 14 年度)

田 上 町
令和 5 年 2 月

はじめに

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人が人として幸せに生きていくための権利です。

わが国では、これまで人権擁護の確立に向けた法律の制定など、さまざまな人権施策の取り組みを進めてきましたが、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権問題に加え、近年では、インターネット上での人権侵害や性的少数者（LGBTQ）に対する差別や偏見など、人権にかかわる問題は多様化・複雑化しています。

このような背景のもと、すべての人々の人権が尊重され、共に生きる社会を実現するためには、町民一人ひとりが人権について正しく理解し、人権尊重の高い意識を持つことが大変重要です。

当町では、人権に関する課題や問題を総合的に推進するため、「人権に関する町民意識調査」を実施し、その結果を踏まえ、今後の指針となる「田上町人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、町民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、町民の皆様や関係機関・団体との連携を図りながら、職員研修や町民向け事業を通じて人権教育や人権啓発の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました田上町人権教育・啓発推進計画策定委員の皆様をはじめ、関係機関や意識調査にご協力をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年2月

田上町長 佐野恒雄

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画の位置付け	5
4. 計画の期間	5
第2章 町民意識調査からみる現状と課題	6
1. 調査方法	6
2. 調査結果と考察	7
3. アンケート調査結果のまとめ	26
第3章 人権教育・啓発の推進	29
1. あらゆる場における人権教育・啓発の推進	29
第4章 分野別人権施策の推進	33
1. 障がいのある人の人権	33
2. 子どもの人権	35
3. 女性の人権	37
4. インターネット上での人権侵害	39
5. 高齢者の人権	41
6. 外国籍住民等の人権	43
7. 同和問題	44
8. 感染症患者等の人権	47
9. さまざまな人権問題	49
10. 人権問題に起因する自殺	51
第5章 計画の推進	52
1. 推進体制	52
2. 関係機関との連携・協力	52
3. 計画に基づく施策の点検と見直し	52

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらにもっているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

田上町では、まちづくりの理念として「あなたの願いがまちをつくり、あなたの想いがまちを変える。」を「第6次総合計画」で掲げ、そのうち「第5章人権の尊重と男女共同参画の推進」において、町民一人ひとりが高い人権意識を持ち、個人の人権が尊重される明るく住みよいまちづくりの実現のため、人権教育・啓発の推進を図ること、様々な場面で積極的に女性の登用を図り、女性の意見を採用していくことが示されています。

本計画は、まちの方向性に加え、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月6日法律第147号)に基づき策定するものです。

法第3条の基本理念には、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」と示されています。

また、第5条の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、田上町に暮らすすべての町民が、さまざまな人権について知り、考え、そして行動し、町民一人ひとりが高い人権意識を持ち、個人の人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を推進することを計画策定の趣旨とします。

2. 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

20世紀、世界は2度の世界大戦後、世界平和と人権尊重のために1945年(昭和20年)、世界の平和と人権尊重のために国際連合が設立されました。そして、1948年(昭和23年)国連総会において、人権及び基本的自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。

その後、「世界人権宣言」の理念を実効あるものとするため、1966年(昭和41年)には、「国際人権規約」が採択され発効されました。さらに、「女性差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」など多くの人権条約が採択され人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

このような状況を経て、1994年(平成6年)の国連総会では、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されるとともに、人権教育の普及など具体的に取り組む「人権教育のための国連10年行動

計画」が採択されました。

これらの取り組みをさらに進めるために 2004 年(平成 16 年)の国連総会において、「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されました。「人権教育のための国連 10 年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択され、その後段階ごとに重点目標を定めた行動計画が示され、世界的な枠組みの中で人権教育の取り組みが推進されてきました。これにより、人権教育推進の方向がつけられ、各国において行動計画の策定やさまざまな取り組みが推進されてきました。しかし、現在においても世界の各地で、人種や民族、宗教の違い、政治的対立等によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権侵害や命の危機にさらされる事態などが発生しています。

また、2006 年(平成 18 年)に、「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択されたほか、2011 年(平成 23 年)の国連総会において「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されるなど、21 世紀を「人権の世紀」とするための取り組みが継続的に進められています。

一方、2015 年(平成 27 年)に国連総会で SDG s (持続可能な開発目標)が採択され、17 の目標と 169 のターゲットから成る 2030 年(令和 12 年)までに国際社会が解決すべき課題が示されています。前文には「地球上の誰一人として取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、国際社会における普遍的価値としての人権尊重の理念が基盤にあることを示しています。

(2) 国・県の動向

わが国においては、「基本的人権の尊重」をうたった日本国憲法のもと「教育基本法」、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」などの法律が施行され、各種施策が実施されてきました。人権教育・啓発推進に関する動きとしては、1995 年(平成 7 年)に、内閣に「人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置し、1997 年(平成 9 年)には「国内行動計画」を策定し、この行動計画の推進においてあらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取り組みが示されました。

人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、2000 年(平成 12 年)に「人権教育・啓発推進法」が施行されました。この法律では、人権教育・啓発についての国及び地方公共団体並びに国民の責務、人権教育・人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが明記されています。これにより、2002 年(平成 14 年)に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。その後、2012 年(平成 24 年)には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)、2016 年(平成 28 年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)、 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)などの法整備がなされました。

一方、わが国固有の人権問題である「同和問題」については、1969年(昭和44年)に「同和对策事業特別措置法」が施行されました。以来、同法に基づく特別対策は、2002年(平成14年)までの33年間にわたって同和地区に対する差別と偏見を排除し、生活環境の向上に向けた施策が実施されてきました。

さらに、2016年(平成28年)には「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」という。)が成立し、「国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。」こと、「地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」こととされました。

2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて、世界共通の目標としてSDGsが掲げられたことを受け、2016年(平成28年)には総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、政府、経済界、市民組織、大学、国際機関、各種団体などの関係者で構成される「SDGs推進円卓会議」における議論を経て、「SDGs実施指針」が決定されました。さらに、2018年(平成30年)に「拡大版SDGsアクションプラン2018」を、2019年(令和元年)には「拡大版SDGsアクションプラン2019」がそれぞれ決定されました。その中では、2030年(令和12年)の到達目標達成に向けて、「次世代・女性のエンパワーメント」や「女性や子どもに対する暴力の根絶」など、人権課題への取り組みが行われています。

新潟県では「人権教育・啓発推進法」が施行されたことに伴い、2004年(平成16年)に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定しました。そして、この指針の中で、「市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務がある」と明記されました。

その後、2020年(令和2年)には、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国籍住民等、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認等、さまざまな分野において、依然として人権侵害が問題となっている状況を踏まえるとともに、深刻化する子どもや高齢者への虐待、いじめの問題、インターネットによる人権侵害への対応のほか、指針策定後の社会情勢の変化や、差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消など人権に関する法整備を踏まえた改訂が行われました。また、2021年(令和3年)には、新たな感染症が繰り返し出現する中で、新型コロナウイルス感染症が発生し感染が拡大した状況を踏まえ、感染者等への差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等を防止する取り組みをより一層推進するための改定が行われました。

(3) 田上町の取り組み

本町では、2022年(令和4年)3月に策定した「第6次田上町総合計画」に沿って、町民一人ひとりが高い人権意識を持ち、個人の人権が尊重される明るく住みよいまちづくりの実現を目指した取り組みを進めています。

この総合計画のもと、人権課題に密着する個別計画として、子育てや福祉分野では、「田上町子ども・子育て支援事業計画」、「田上町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児童福祉計画」、「田上町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、各施策・事業を実施してきました。また、社会が多様化する中で、日常生活で起こる問題は複雑化・複合化しており自殺に至る事案が発生していることを受け、「田上町自殺対策計画」を策定し、「自殺者ゼロ」を長期目標とし、自殺対策を推進しています。

庁内の取り組みとしては「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」へ登録し、男女平等なワークライフバランスの推進を図り、働き方改革への着手を行っています。また、春・秋には人権相談所を開設し、人権侵害事案の解決に努めています。

このように、町民一人ひとりの人権意識を高め、人権が尊重されるまちづくりを推進してきましたが、「田上町町民意識調査（第2章参照）」の結果をみると、町民の人権に対する意識は十分とはいえません。このことから、町として人権教育・啓発をさらに進めるため、この度「田上町人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

3. 計画の位置付け

本計画は「人権教育・啓発推進法」に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、新潟県の「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」及び「新潟県人権教育基本方針」の趣旨を本町の人権施策に反映させ、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

4. 計画の期間

計画期間は2023年度(令和5年度)から2032年度(令和14年度)の10年間とし、中間年に計画の見直しを行います。また、社会情勢の変化などにより計画の修正が必要となった場合は、その都度見直しを行うものとします。

第2章 町民意識調査からみる現状と課題

1. 調査方法

本計画の策定にあたり、町民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、人権施策を推進していくうえでの基礎資料として、町民意識調査を実施しました（アンケート調査）。以下に調査方法を示します。

（1）調査の目的

人権教育・啓発推進計画の策定及び人権に関する施策をより効果的に推進していくため、本町の住民の障がいのある人、子ども、女性、インターネット上、高齢者など分野別の人権問題に照らした意識調査を行い、その結果から課題を抽出することを目的とします。

（2）配布対象

15歳以上の町民の方1,000名（無作為抽出）

（3）調査期間

2022年(令和4年)6月6日(月)～6月24日(金)

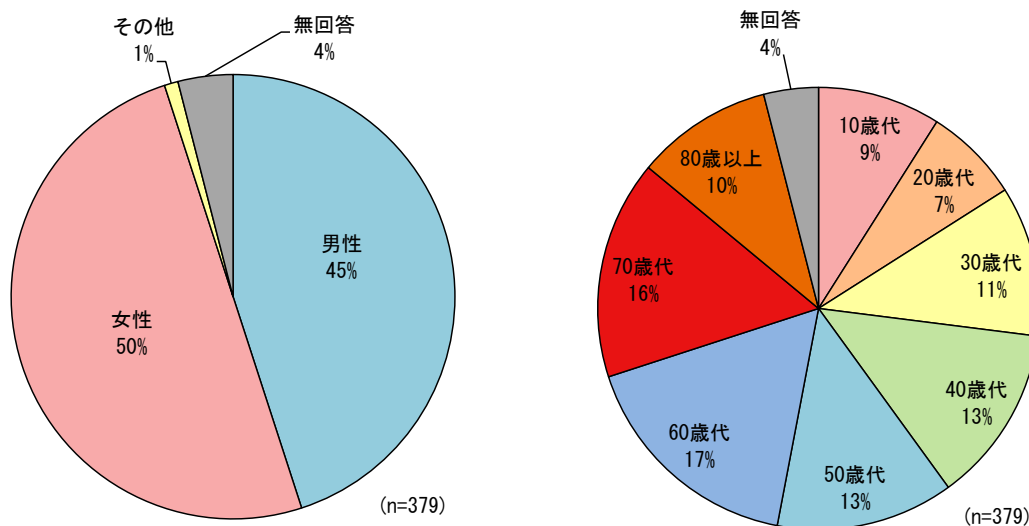
（4）配布・回答・回収方法

- 配布：依頼文とアンケート調査票を対象者に郵送
- 回答：アンケート調査票に記入して回答、もしくは依頼文に示したURLより表示されるWEBアンケートに回答
- 回収：アンケート調査票を田上町に返送もしくはWEBアンケートの結果を送信（回答終了と同時に自動的に送信）

2. 調査結果と考察

(1) 調査票の回収数、回答者の属性

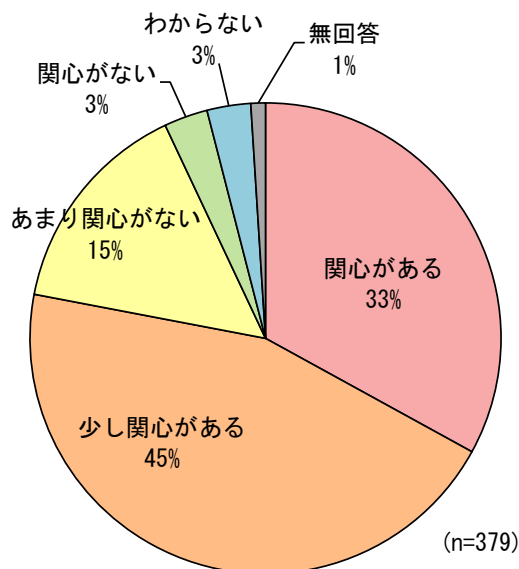
- アンケート調査票の回収数は 306 件、WEBアンケートの回答数は 73 件で、合計で 379 件でした。(回収率 37.9%)
- 回答者の性別は、男女でおおよそ半々となっており、偏りは見られませんでした。
- 回答者の年齢は、10～20 歳代がやや少ないものの、年代による大きな偏りはなく回答されています。



(左) 回答者の性別、(右) 回答者の年齢

(2) 人権や差別問題への関心について

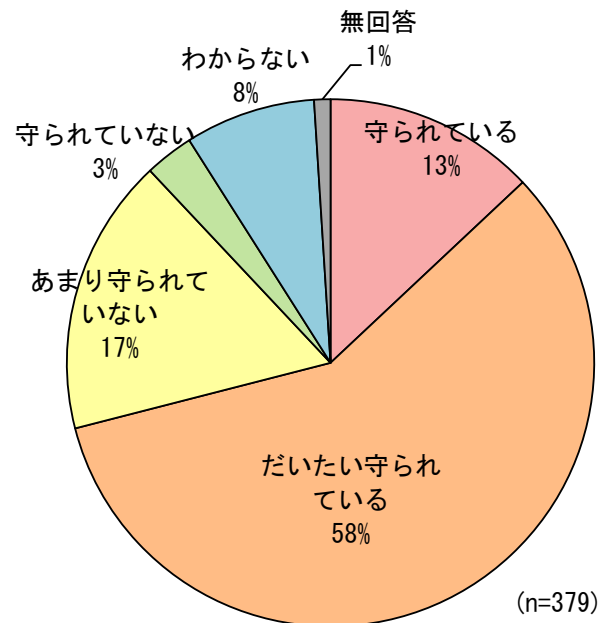
人権や差別の問題について「関心がある」または「少し関心がある」とした人は、合計で 78%であり、多くの人々が人権や差別の問題に関心があることが分かります。このことから、町民は人権教育・啓発に関する施策の展開により正しい理解が進む素地があると考えられます。



(3) 基本的人権が守られていると思うか

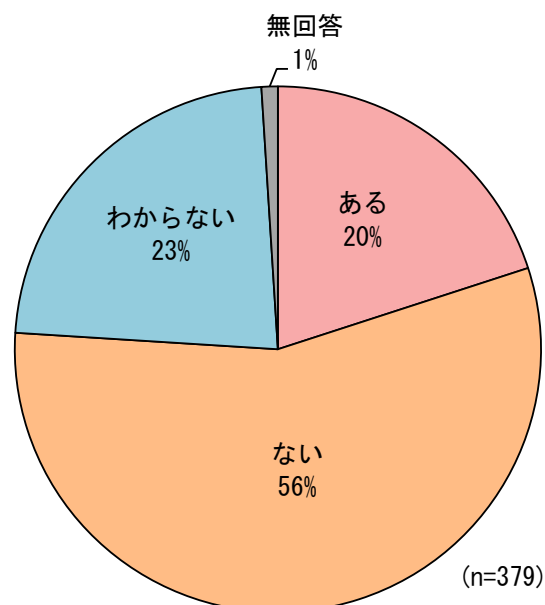
基本的人権が守られているかについて「守られている」または「だいたい守られている」とした人は合計で71%であり、多くの人は基本的人権が守られていると感じています。

一方で、「あまり守られていない」または「守られていない」とした人は合計で20%であり、人権が守られていないと感じている人も一定数存在しています。



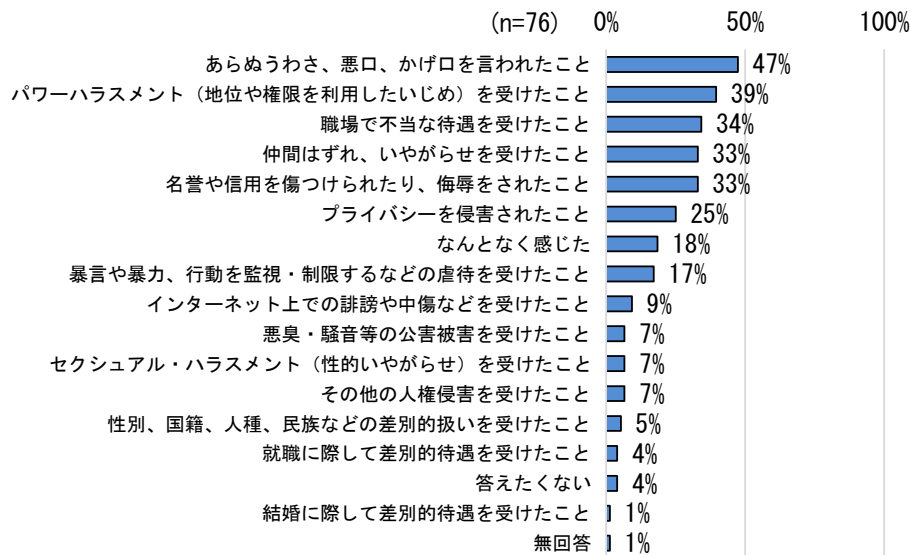
(4) 自分の人権が侵害されたと感じたことはあるか

今までに自分の人権が侵害されたことが「ある」と回答した人は20%存在し、引き続き原因究明や対策を検討、実施していく必要があります。



(5) どのようなことで人権侵害をされたと感じたか（あてはまるものすべて選択）

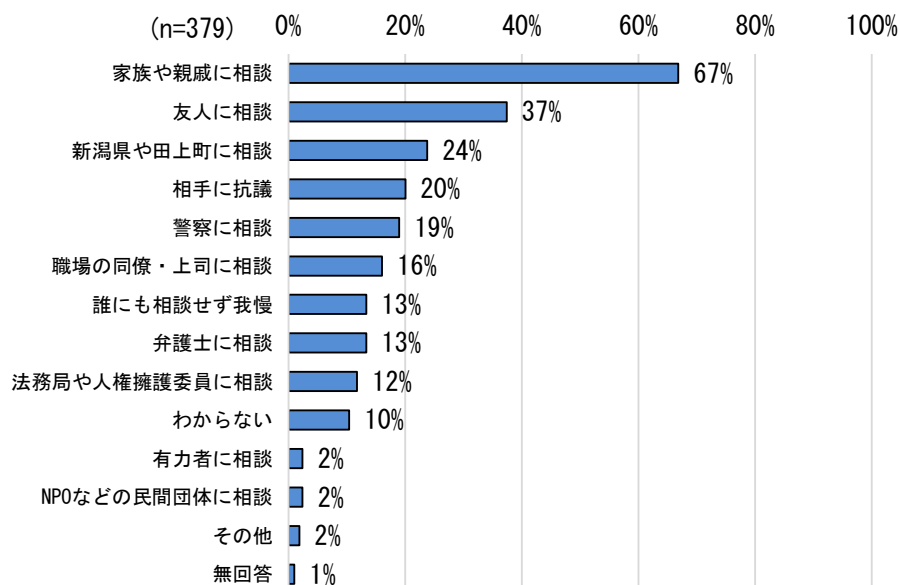
「あらぬうわさ、悪口、かげ口を言われたこと」が最も多いが、それ以外の場面でも人権侵害を感じたと回答されており、さまざまな視点から人権侵害をなくす施策の検討と展開が必要だと考えられます。

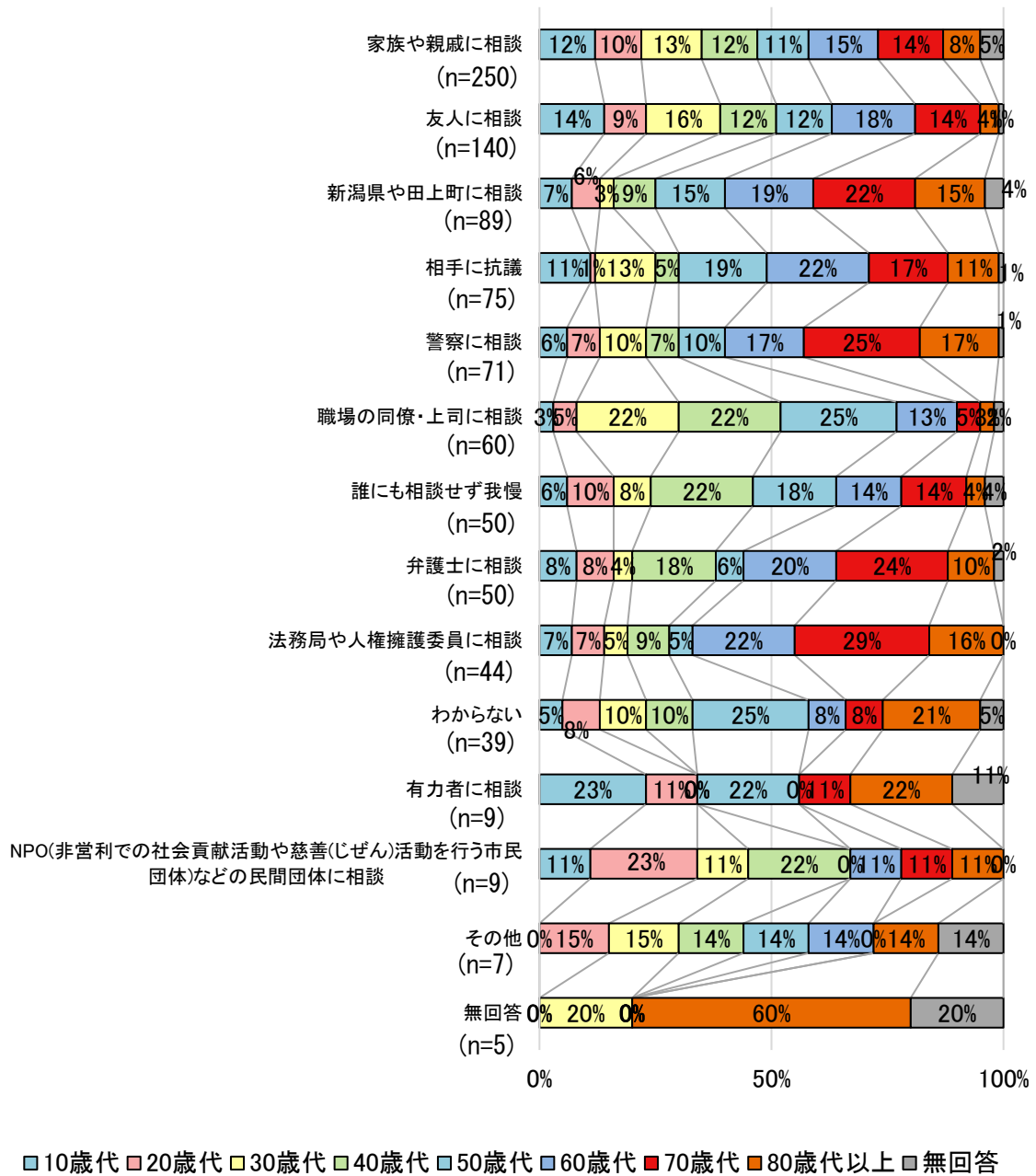


(6) 人権が侵害されたときの対応（あてはまるものすべて選択）

最も多かったのは「家族や親戚に相談」で、67%を占めています。「誰にも相談せず我慢」が13%であることから公的機関へも気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

年代別でみると、30～50歳代は「新潟県や田上町に相談」の占める割合が多くなりました。一方で、「誰にも相談せず我慢」が40～50歳代で多くっておりサポート体制の強化が必要だと考えられます。

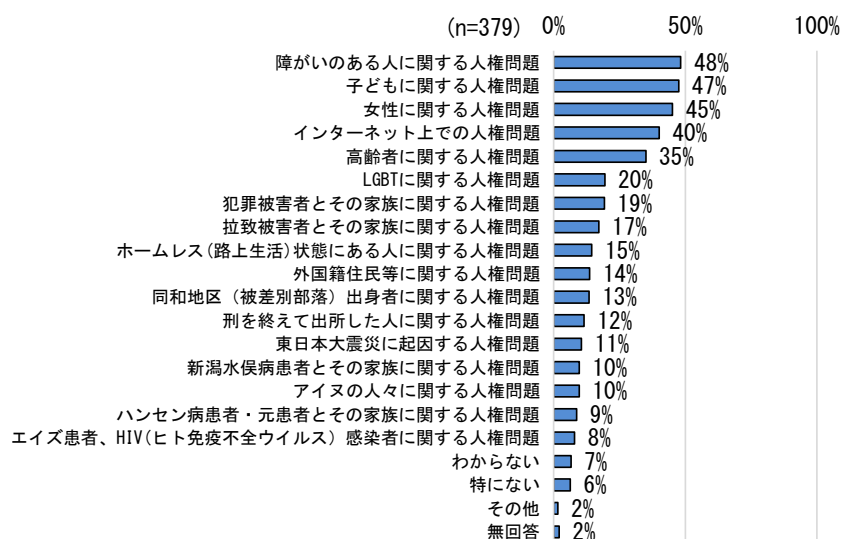




(7) 関心のある人権問題（あてはまるものすべて選択）

「障がいのある人」、「子ども」、「女性」、「インターネット上」、「高齢者」に関する人権問題が上位5つとなりました。

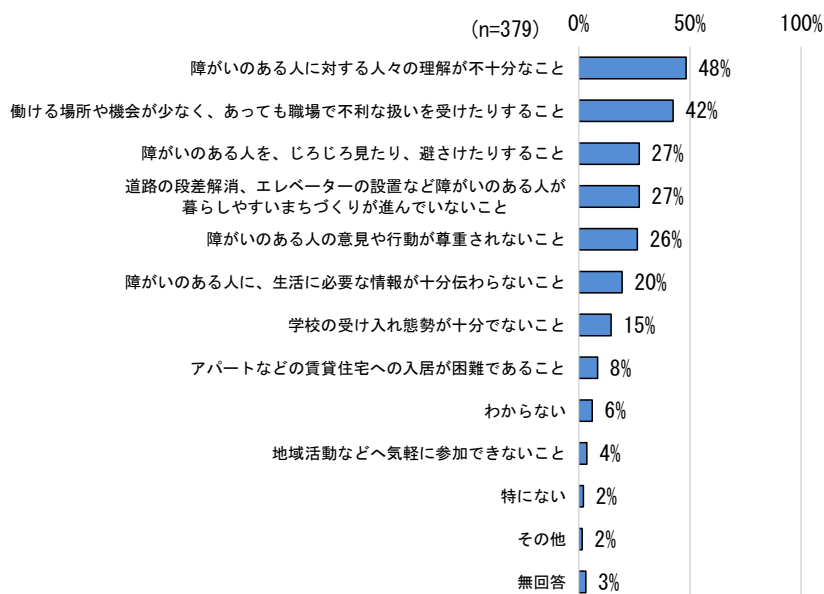
関心のある人権問題が「わからない」、「特にない」、「無回答」と回答した人も一定数存在し、人権問題全般に関心をもってもらえるよう人権教育・啓発活動を推進していく必要があると考えられます。



(8) 障がいのある人の人権について特に問題があると思うことはどのようなことか

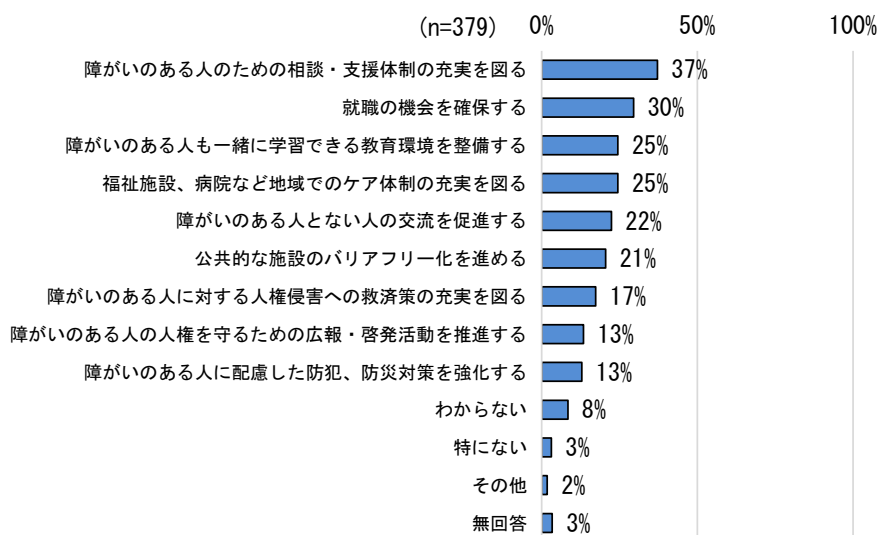
(3つ以内で選択)

「障がいのある人に対する人々の理解が不十分なこと」が最も多く、次点は「働ける場所や機会が少なく、あっても職場で不利な扱いを受けたりすること」となりました。障がいのある人に対しての理解を深める学校や職場での教育活動の実施や、障がいのある人が安心して暮らせる生活環境の整備が重要です。



(9) 障がいのある人の人権を守るために必要な事柄 (3つ以内で選択)

「障がいのある人のための相談・支援体制の充実を図る」が最も多く、次点は「就職の機会を確保する」となっています。幅広い取り組みの必要性が回答から読み取れることから、個々の状況に応じたきめ細かい対応の検討が必要だと考えられます。

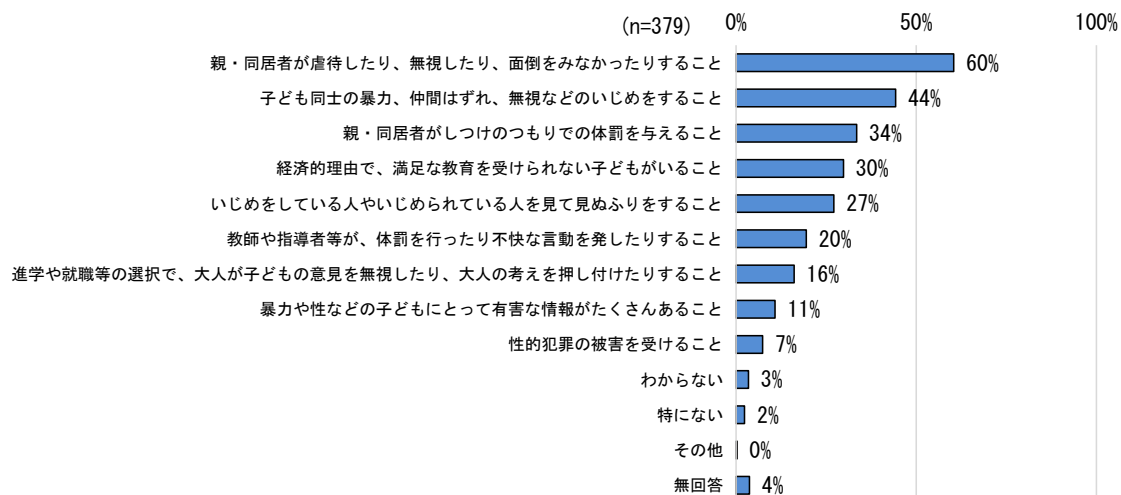


(10) 子どもの人権について特に問題があると思うことはどのようなことか

(3つ以内で選択)

「親・同居者が虐待したり、無視したり、面倒をみなかたりすること」が最も多く、3位は「親・同居者がしつけのつもりでの体罰を与えること」、4位は「経済的理由で、満足な教育を受けられない子どもがいること」であり、家庭での環境に問題意識をもっている住民が多いことが分かります。このことから、保護者の相談体制の強化や子どもに対する家庭内暴力を早期発見・保護する体制を強化する必要があると考えられます。

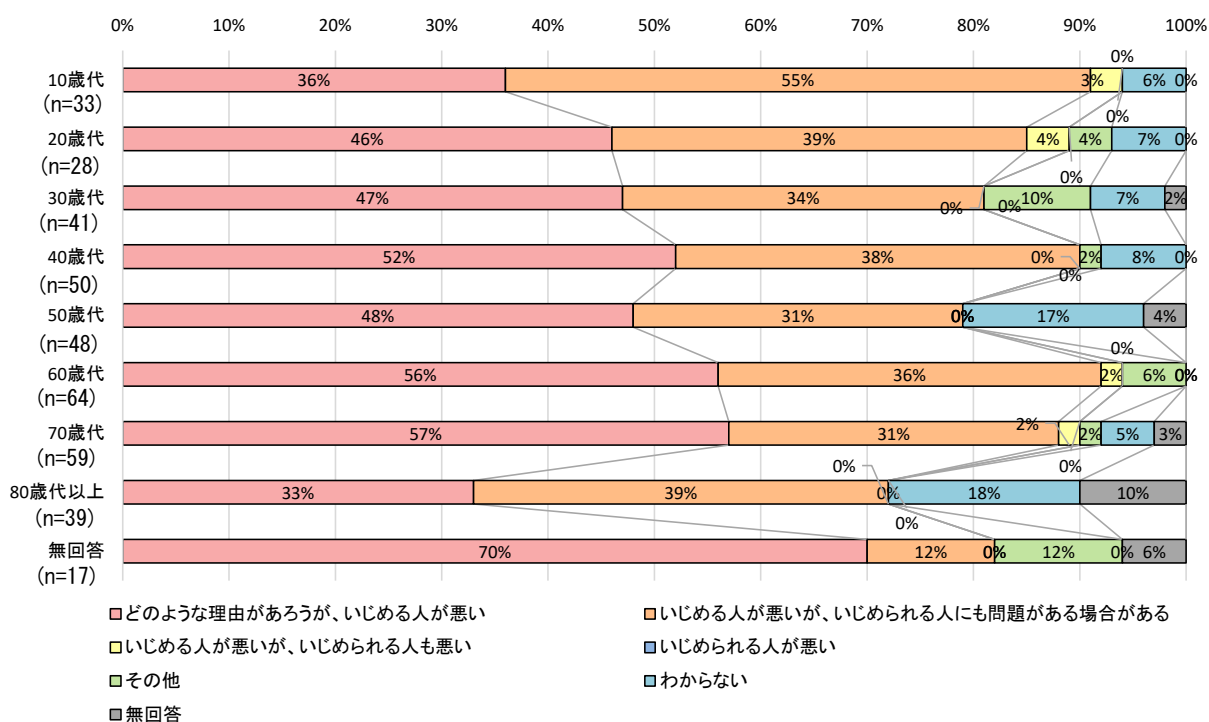
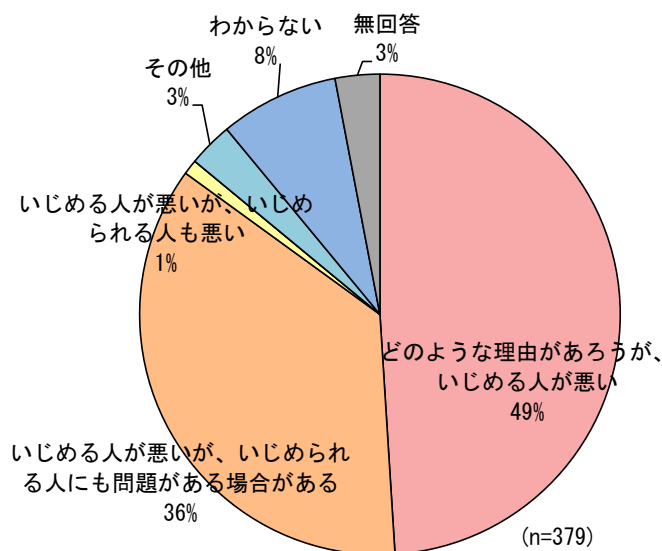
また、2位は「子ども同士の暴力、仲間はずれ、無視などのいじめをすること」であり、学校をはじめ家庭や地域も含め子ども同士のトラブルを早期発見・解決できる体制を整える必要があります。



(11) 子どものいじめ問題についてどのように思うか

「どのような理由があろうが、いじめる人が悪い」が最も多い一方で、それ以外の回答が約 50%を占めており、いじめはどのような理由があっても許される行為ではないという認識を浸透させていく必要があります。

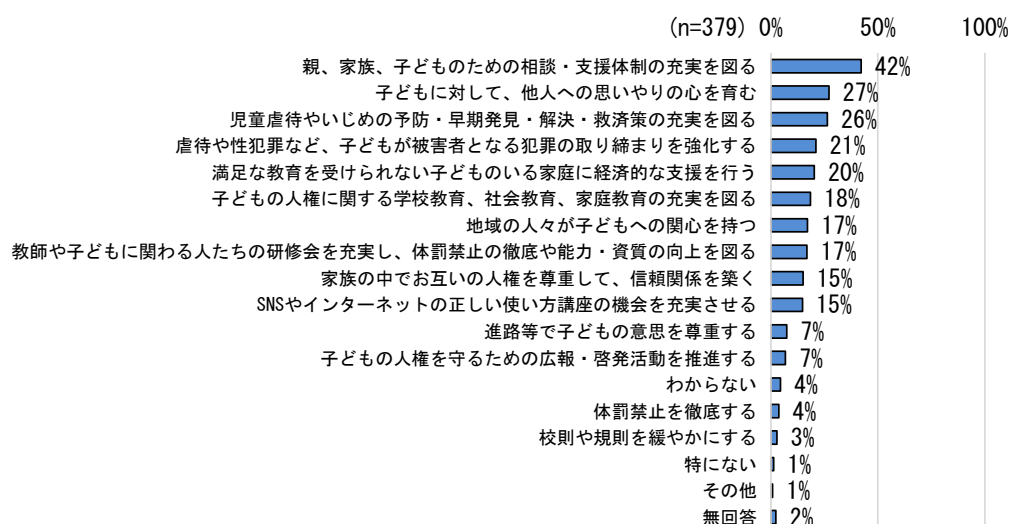
年代別でみると、10 歳代は「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合がある」の占める割合が大きい結果になりました。そのため、10 歳代に対していじめの正しい意識醸成の強化が必要だと考えられます。



(12) 子どもの人権を守るために必要な事柄

(3つ以内で選択)

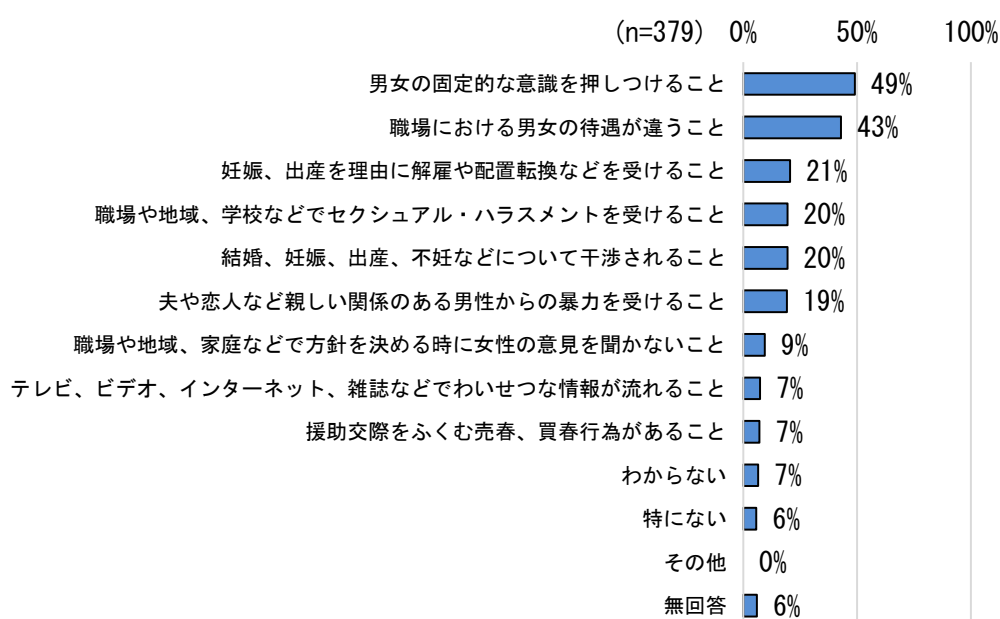
親、家族、子どものための相談・支援体制の充実を図る」が最も多く、「子どもに対して、他人への思いやりの心を育む」が次点で多い結果となりました。今後、具体的な広報・啓発活動の推進方法や人材の育成方法について検討、実施することが重要です。



(13) 女性の人権について特に問題があると思うことはどのようなことか

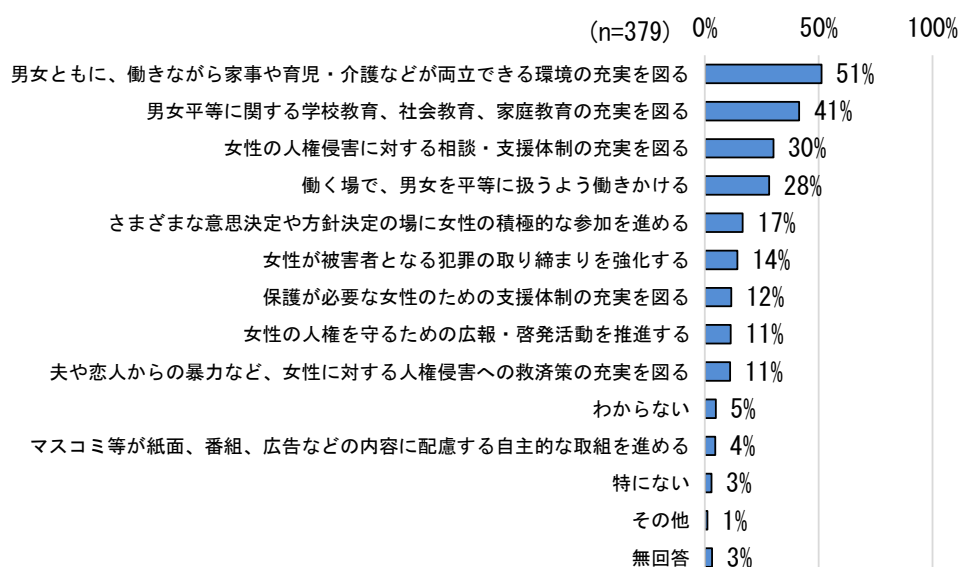
(3つ以内で選択)

「男女の固定的な意識を押しつけること」が最も多く、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが分かり、意識改革も含めた対策が必要だと考えられます。次点で「職場における男女の待遇が違うこと」が多く、職場での待遇の違いが未だに残っていることが分かり、職場における対策も必要です。



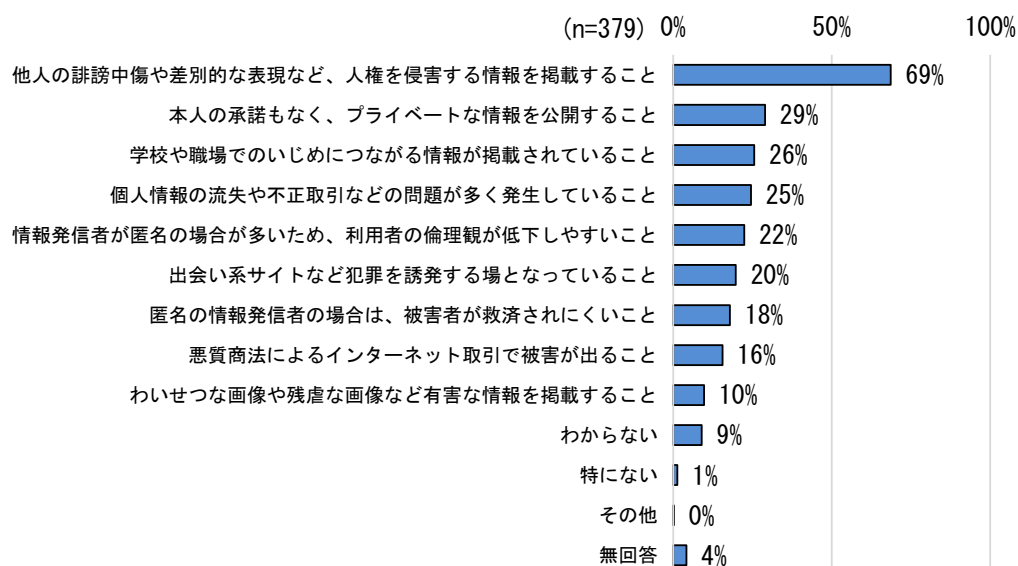
(14) 女性の人権を守るために必要な事柄（3つ以内で選択）

「男女ともに、働きながら家事や育児・介護などができる環境を充実する」が最も高く、次点は「男女平等に関する学校教育、社会教育、家庭教育を充実する」となりました。今後、男女ともに参加できる育児・介護の講習会の増加など家庭での負担を軽減するための支援や、女性の人権問題に対して正しい理解を深めるために啓発活動や学習機会の提供を行う必要があります。



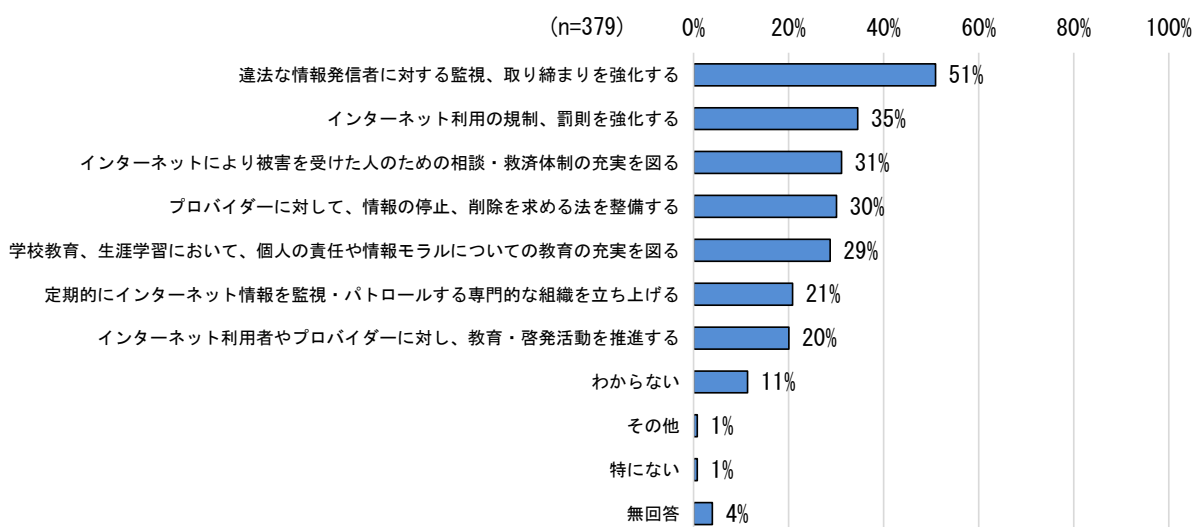
(15) インターネット利用に関することで、特に問題があると思うのはどのようなことか（3つ以内で選択）

「他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」が69%と特に多い結果となりました。インターネット上での誹謗中傷や差別的表現などを目にする機会が多いと考えられ、インターネット利用のモラルが不足していることが考えられます。



(16) インターネット上での人権を守るために必要な事柄（3つ以内で選択）

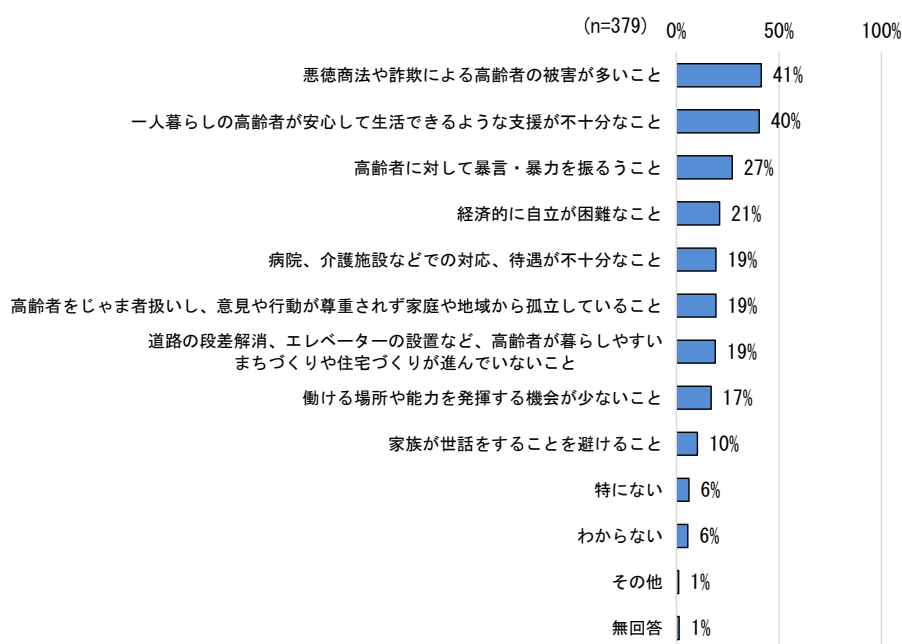
「違法な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する」が最も多く、次点で「インターネット利用の規制、罰則を強化する」となりました。これらは田上町独自で行うことは困難であり、プロバイダーや新潟県、国などに働きかける必要があります。一方で、3位が「インターネットにより被害を受けた人のための相談・救済体制の充実を図る」、5位が「学校教育、生涯学習において、個人の責任や情報モラルについての教育の充実を図る」となっており、インターネット利用における個人の責任や情報モラルについての研修会や学校教育を強化・推進や、インターネット上のトラブルの相談体制の充実を行う必要があると考えられます。



(17) 高齢者の人権について特に問題があると思うことはどのようなことか

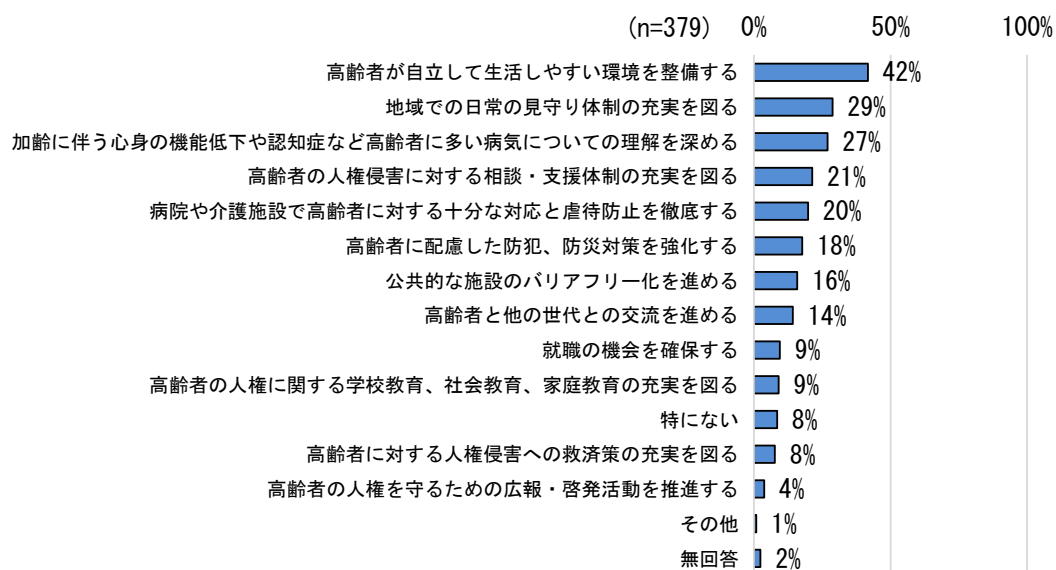
(3つ以内で選択)

「悪徳商法や詐欺による高齢者の被害が多いこと」が最も多く、悪徳商法や詐欺防止の啓発や被害の相談窓口の強化が重要です。次点は「一人暮らしの高齢者が安心して生活できるような支援が不十分なこと」となっており、高齢者の人権問題については社会情勢に応じたきめ細かい対応が必要だと考えられます。



(18) 高齢者の人権を守るために必要な事柄 (3つ以内で選択)

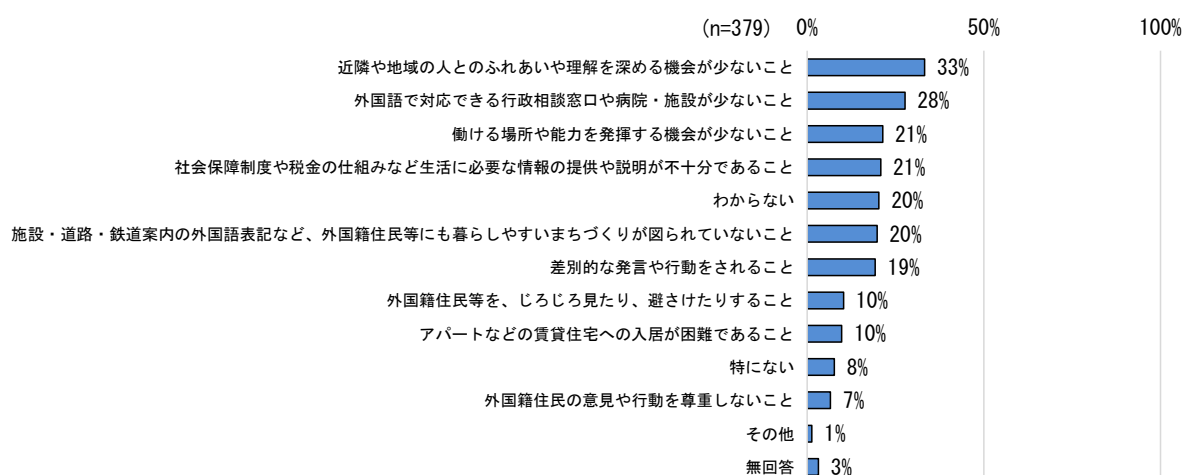
「高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」が最も多く、次点は、「地域での日常の見守り体制を充実する」となりました。高齢者の人権を守るためには多様な施策の必要性が求められており、個々に応じたきめ細かい対応が必要だと考えられます。



(19) 外国籍住民等の人権について特に問題があると思うことはどのようなことか

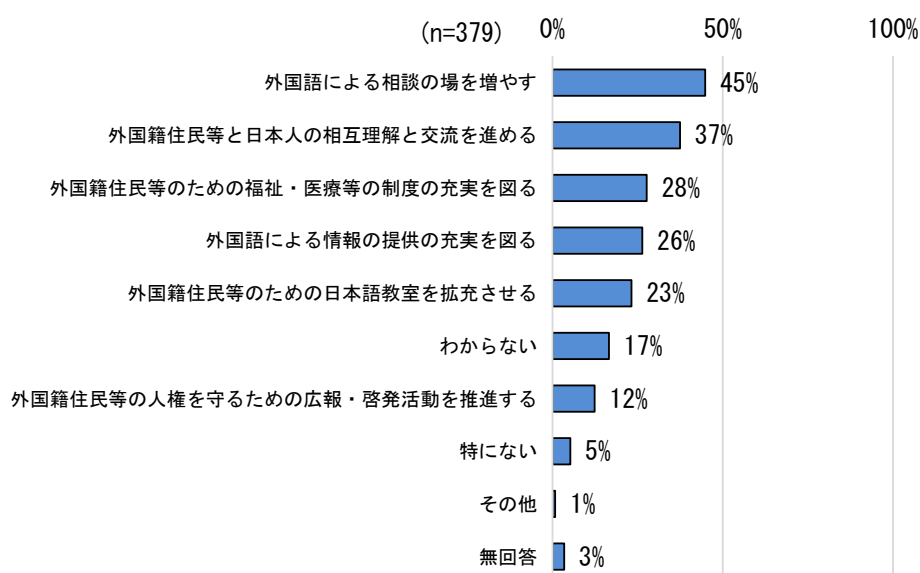
(3つ以内で選択)

「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ない」が最も多く、次点は「外国語対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ない」となりました。外国籍住民等との交流の機会や、行政や病院・施設等に外国語対応できる環境整備が必要であることが分かりました。



(20) 外国籍住民等の人権を守るために必要な事柄 (3つ以内で選択)

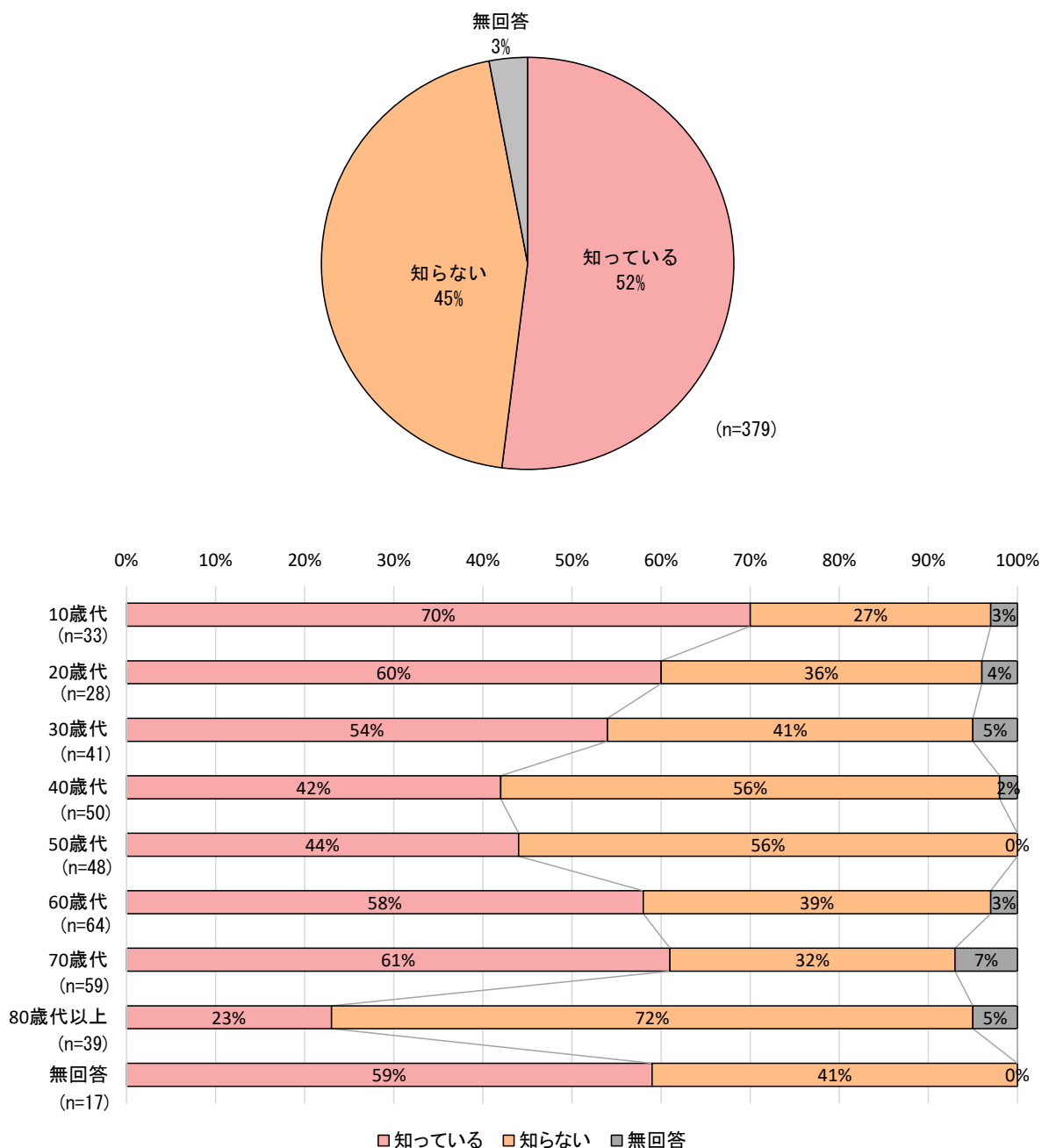
「外国語による相談の場を増やす」が最も多く、次点で「外国籍住民等と日本人の相互理解と交流を進める」となりました。このことから、国際交流事業の実施や強化、外国籍住民等に対する支援サービスの充実が必要だと考えられます。



(21) 日本の社会に同和地区や同和问题※があることを知っているか

「知らない」と回答した人は45%で、同和教育の推進・強化を行う必要があると考えられます。

年代別で見ると、40、50、80歳代以上は「知らない」の占める割合が大きく、これらの年代に対しては特に、同和问题の啓発活動を強化する必要があります。

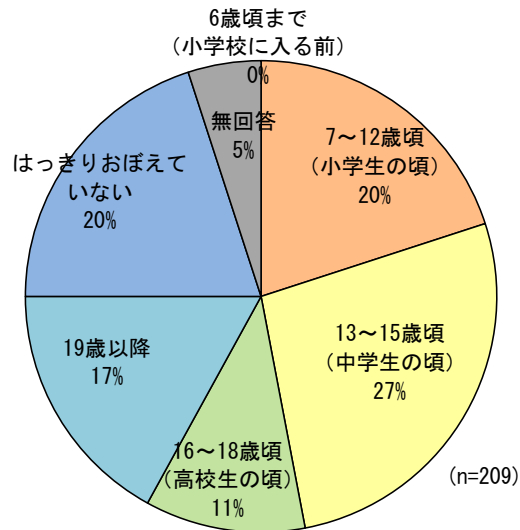


※同和问题（部落差別問題）とは同和地区（被差別部落といわれる地域）とよばれる歴史的に差別を受けてきた地域の住民や出身者が、今もなお就職や結婚など人生のさまざまな局面で差別を受けるなど、基本的人権が侵害されているというわが国固有の重大な人権問題です。以下、同和问题、同和地区と表現します。

(22) 同和地区や同和問題について初めて知ったのはいつ頃ですか

((21) で「知っている」と答えた人のみ)

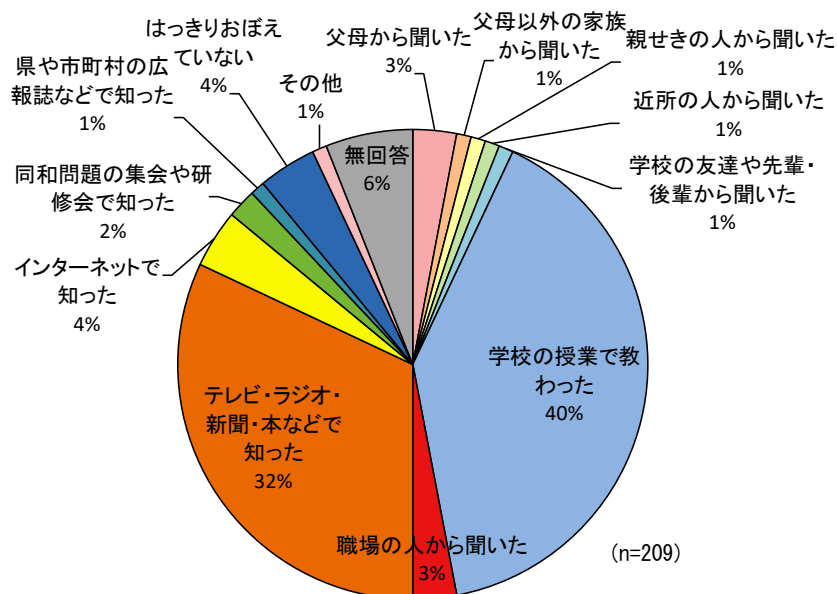
高校生以下で知ったという人が 58%であり、学校での同和教育によって知った人が多いと考えられます。



(23) 同和地区や同和問題について何によってはじめて知ったか

((21) で「知っている」と答えた人のみ)

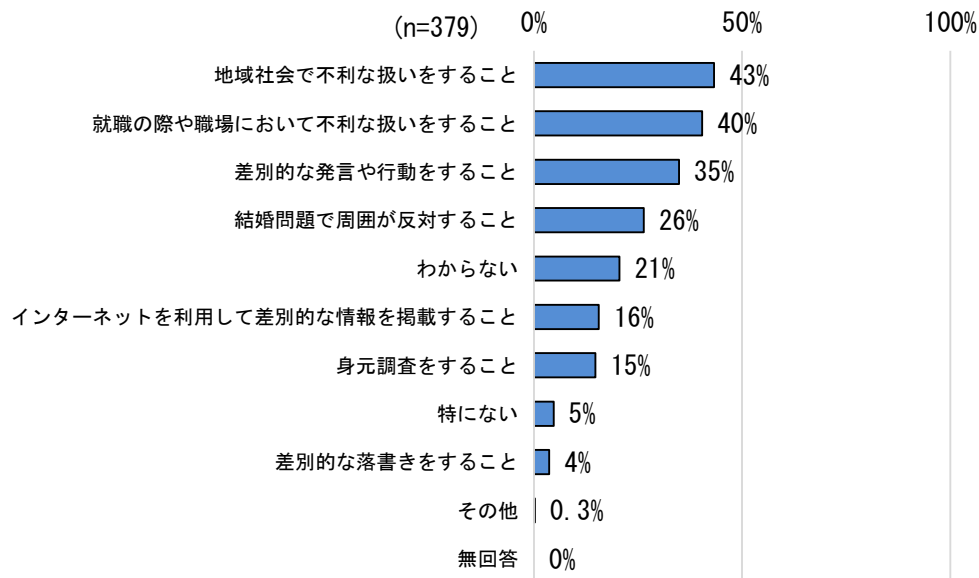
「学校の授業で教わった」が最も多く、学校での同和教育が同和問題を知る大きなきっかけとなっていることが分かります。また、次点で「テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った」となっていますが、上位2つ以外で知ったという人は少なく、同和地区や同和問題について知ることができる機会を増やしていく必要があると考えられます。



(24) 同和問題で、人権上特に問題があると思うことはどのようなことか

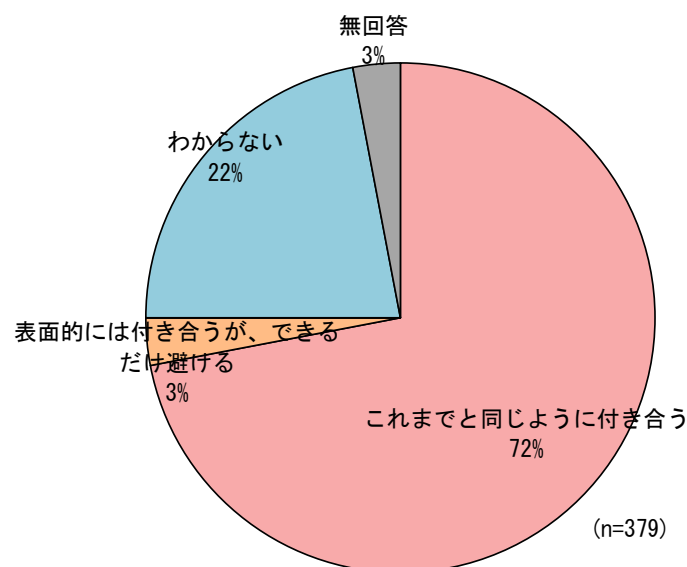
(3つ以内で選択)

「地域社会で不利な扱いをすること」が最も多く、次点以降で「就職の際や職場において不利な扱いをすること」、「差別的な発言や言動をすること」、「結婚問題で周囲が反対すること」が続き、同和問題についての人権意識を高める啓発活動等が必要だと考えられます。



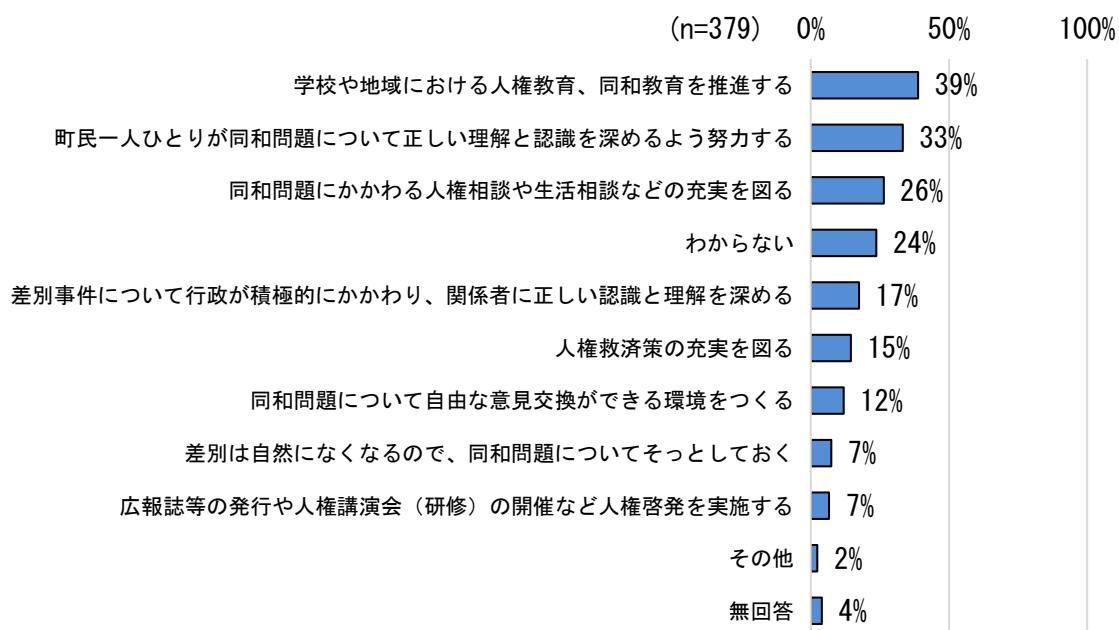
(25) 親しく付き合っている隣近所の人と同和地区出身とわかった場合どうするか

「これまでと同じように付き合う」が72%を占める一方で、「わからない」や「表面的には付き合うが、できるだけ避ける」が25%を占めており、一部に同和地区に対する偏見があることが分かります。



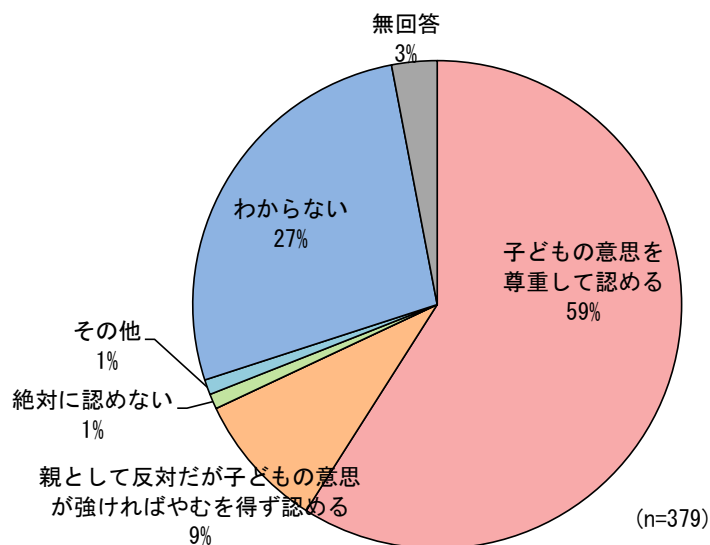
(26) 同和問題を解決するために必要な事柄（3つ以内で選択）

「学校や地域における人権教育、同和教育を推進する」が最も多く、次点で「町民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるよう努力する」となりました。田上町では、学校での同和教育についてはより一層強化していくとともに、社会人に対しても同和問題に関する研修等の機会を増やすなどして同和問題への理解を深めていく必要があります。



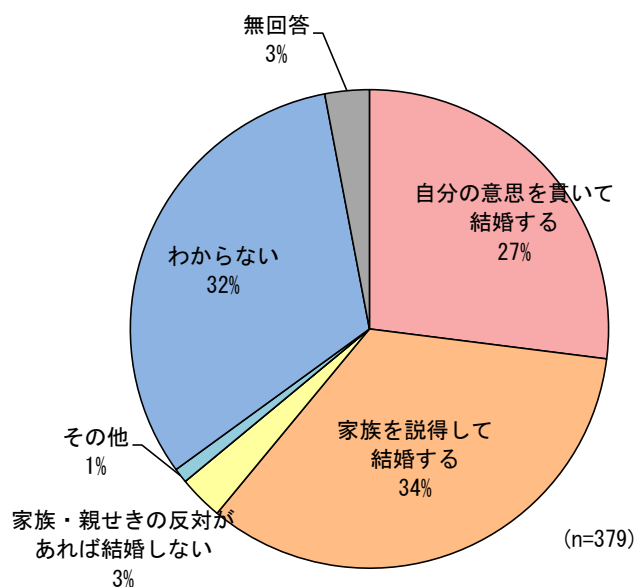
(27) 仮に、あなたのお子さんが同和地区の人と結婚しようとした時どうするか

「子どもの意思を尊重して認める」が 59%を占める一方で、「親として反対だが子どもの意思が強ければやむを得ず認める」や「絶対に認めない」が 10%存在し、一部に差別意識が未だにあることが分かります。



(28) 仮に、あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親せきから強い反対を受けた場合、どう対応するか

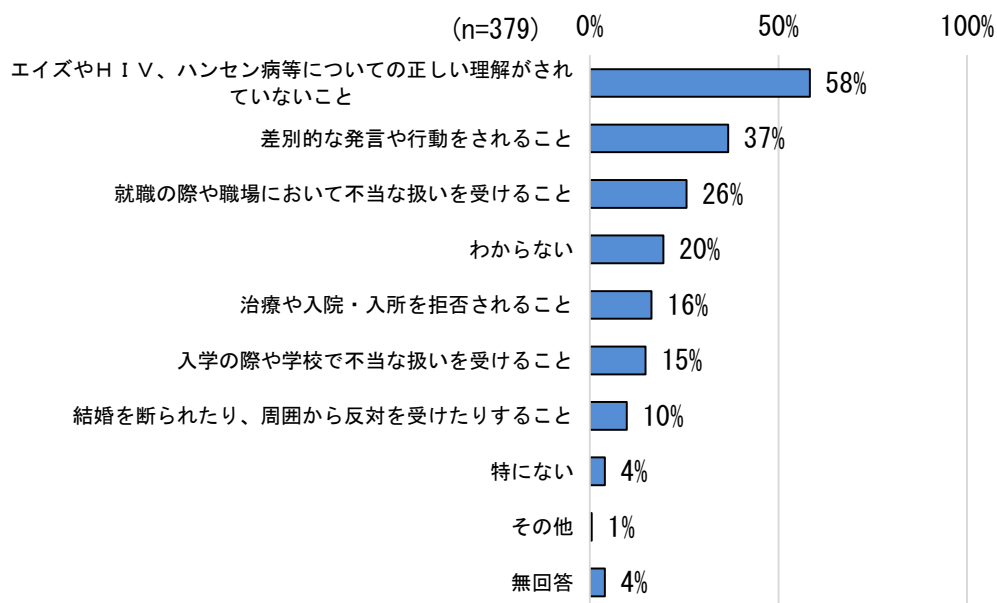
「家族を説得して結婚する」、「自分の意思を貫いて結婚する」が61%を占めています。しかし、一部で「家族・親せきの反対があれば結婚しない」という、同和問題を理由とした対応を取ることが見られました。



(29) 感染症患者等の人権について特に問題があると思うことはどのようなことか

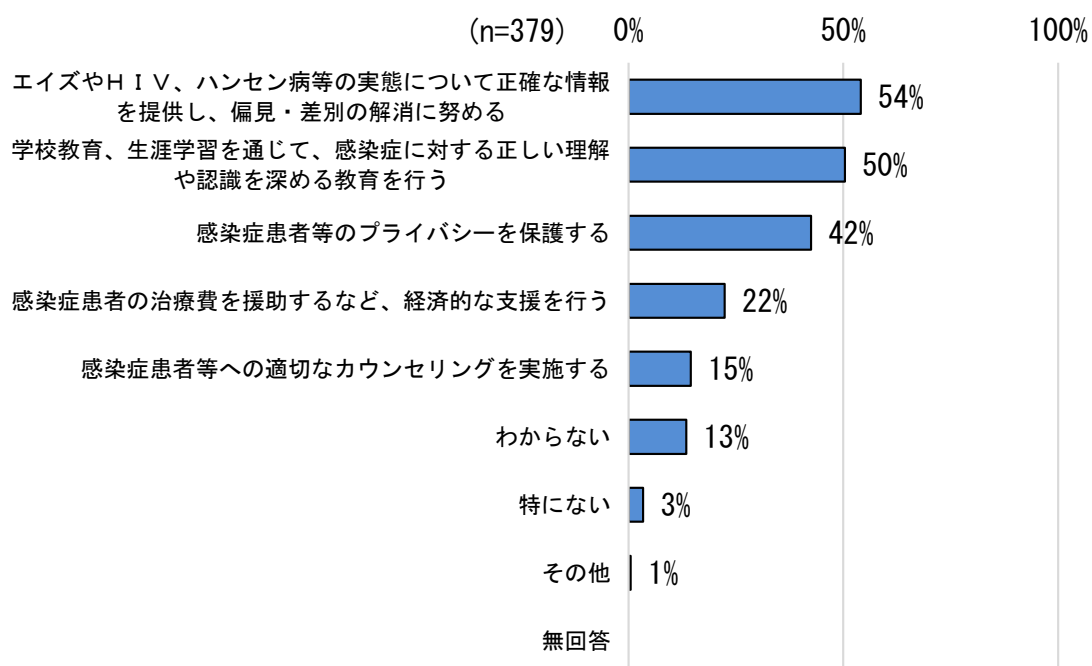
(3つ以内で選択)

「エイズやHIV、ハンセン病等についての正しい理解がされていない」が最も多く、次点で「差別的な発言や行動をされること」となりました。また、「わからない」が20%となっており感染症に対する正しい理解が得られる機会を充実させる必要があると考えられます。



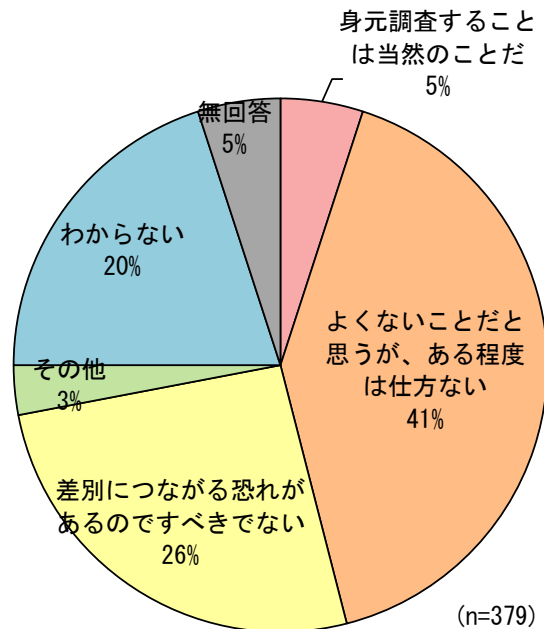
(30) 感染症患者等の人権を守るために必要な事柄（3つ以内で選択）

「エイズやH I V、ハンセン病等の実態について正確な情報を提供し、偏見・差別の解消に努める」が最も多く、次点で「学校教育、生涯学習を通じて、感染症に対する正しい理解や認識を深める教育を行う」となりました。今後、感染症の正しい知識と理解の促進を行うため、学校教育の充実や、感染症自体の理解と感染者への偏見・差別解消に関する啓発の充実が必要だと考えられます。



(31) 身元調査※についてどのように考えているか

「身元調査することは当然のことだ」、「よくないことだと思うが、ある程度は仕方ない」が合わせて46%存在し、人権問題にあたることが十分に理解されていない可能性があることが分かりました。不正取得された個人情報悪用される場合があり、今後身元調査に対する理解を深める啓発活動の充実が必要だと考えられます。



※ここでの身元調査とは、本人の意に反して行われる他人の身元（本籍、経歴、家庭環境、思想・信条、資産など）を調べることです。従業員の採用、結婚、金銭消費貸借などの際に行われることが多く、興信所（探偵）など民間の機関に調査を依頼して行うこともあります。

3. アンケート調査結果のまとめ

○人権問題全体について

- ・人権や差別の問題について「関心がある」または「少し関心がある」とした人は、合計で78%であり、多くの人の人権や差別の問題に関心があることが分かります。このことから、田上町民は人権教育・啓発に関する施策の展開により正しい理解が進む素地があると考えられます。
- ・10歳代、60～70歳代では「関心がある」、「少し関心がある」と回答した割合が80%を超えていることが確認できます。10歳代の多くは学生及び、卒業して間もない人であり、人権教育を学校で受けていたことから関心が他の世代よりも高いと考えられます。
- ・自分の人権が侵害されたことが「ある」と回答した人は20%存在し、特に、30～70歳代の人に多い結果となりました。引き続き、原因究明や対策を検討、実施していく必要があります。
- ・人権が侵害されたとき、どのような対応をしたかまたはしようと思えますかという問いでは、「誰にも相談せず我慢」が13%であることから公的機関へも気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

○個別の人権問題について

【女性の人権問題】

- ・特に問題があることはどのようなことかという問いでは、「男女の固定的な意識を押しつけること」が最も多く、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが分かり、意識改革も含めた対策が必要だと考えられます。また、男性は「職場や地域、学校などでセクシュアルハラスメントを受けること」、女性は「結婚、妊娠、出産、不妊などについて干渉されること」が多く選択されており、男女で問題視する項目に差があることが分かりました。今後は女性の人権問題に対して正しい理解を深めるために啓発活動や学習機会の提供を行う必要があります。

【子どもの人権問題】

- ・特に問題があることはどのようなことかという問いでは、「親・同居者が虐待したり、無視したり、面倒をみななかったりすること」が最も多く、3位は「親・同居者がしつけのつもりでの体罰を与えること」、4位は「経済的理由で、満足な教育を受けられない子どもがいること」であり、家庭での環境に問題意識をもっている住民が多いことが分かります。このことから、保護者の相談体制の強化や子どもに対する家庭内暴力を早期発見・保護する体制を強化する必要があると考えられます。また、2位は「子ども同士の暴力、仲間はずれ、無視などのいじめをすること」であり、学校をはじめ家庭や地域も含め子ども同士のトラブルを早期発見・解決できる体制を整える必要があります。

【子どものいじめ問題について】

- ・「どのような理由があろうが、いじめる人が悪い」が最も多い一方で、それ以外の回答が約50%を占めており、いじめはどのような理由があっても許される行為ではないという認識を浸透させていく必要があります。

【高齢者の人権問題】

- ・特に問題があることはどのようなことかという問いでは、「悪徳商法や詐欺による高齢者の被害が多いこと」が最も多く、悪徳商法や詐欺防止の啓発や被害の相談窓口の強化が重要であると考えられます。次点は「一人暮らしの高齢者が安心して生活できるような支援が不十分なこと」となっており、高齢者の人権問題については社会情勢に応じたきめ細かい対応が必要だと考えられます。

【障がいのある人の人権問題】

- ・特に問題があることはどのようなことかという問いでは、「障がいのある人に対する人々の理解が不十分なこと」が最も多く、次点は「働ける場所や機会が少なく、あっても職場で不利な扱いを受けたりすること」となりました。障がいのある人に対しての理解を深める学校や職場での教育活動の実施や、障がいのある人が安心して暮らせる生活環境の整備が重要です。

【同和地区、同和問題の認知】

- ・「知らない」と回答した人は45%で、同和教育の推進・強化を行う必要があると考えられます。年代別でみると、40、50、80歳代以上は「知らない」の占める割合が大きく、これらの年代に対しては特に同和問題の啓発活動を強化する必要があります。

【外国籍住民等の人権問題】

- ・特に問題があることはどのようなことかという問いでは、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ない」が最も多く、次点は「外国語対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ない」となりました。また、「わからない」が20%となっています。外国籍住民等との交流の機会や、行政や病院・施設等に外国語対応できる環境整備が必要であることが分かりました。

【感染症患者等の人権問題】

- ・特に問題があることはどのようなことかという問いでは、「エイズやHIV、ハンセン病等についての正しい理解がされていない」が最も多く、次点で「差別的な発言や行動をされること」となりました。また、「わからない」が20%となっており、感染症に対する正しい理解が得られる機会を充実させる必要があると考えられます。

【インターネット利用による問題】

- ・特に問題があることはどのようなことかという問いでは、「他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」が69%と特に多い結果となりました。インターネット上での誹謗中傷や差別的表現などを目にする機会が多いと考えられ、インターネット利用のモラルが不足していることが考えられます。

【身元調査について】

- ・「身元調査することは当然のことだ」、「よくないことだと思うが、ある程度は仕方ない」が合わせて46%存在し、人権問題にあたることが十分に理解されていない可能性があります。不正取得された個人情報悪用される場合があり、今後身元調査に対する理解を深める啓発活動の充実が必要です。

第3章 人権教育・啓発の推進

1. あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(1) 就学前教育・学校教育における人権教育・啓発の推進

1) 現状と課題

乳幼児期は、心身の成長・発達が進んでおり、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。この時期に一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育てることは、その後の成長にとって極めて重要です。就学前教育では、集団生活の遊びの中で、友達との関わりを深め、自己の存在感や充実感、そして人権感覚を育てていく必要があります。また、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、就学前施設における保育の一層の推進が期待されていることから、保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

学童期から青年期では、自分の意見を十分に表明できない場合があることや、人権侵害を受けやすい状況におかれることがあります。また、インターネットやSNSを使ったいじめの問題、子どもの貧困等、子どもを取り巻く課題の多様化が指摘されています。そのため学校教育においては、多様な人々との交流の機会を設け、インターネット上の人権問題を含めたさまざまな人権問題に対するあらゆる差別や偏見をなくすことを目的とした人権尊重の教育を推進し、体験活動ができる学習機会を充実することが望まれます。また、いじめは深刻な問題であり、不登校や自殺に至る場合もあります。一方で、町民アンケートにおいて、子どものいじめ問題についてどのように思うか聞いたところ、10歳代では「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合がある」と回答した割合が多い結果となり、正しい意識醸成の強化が必要です。

学校においては、学校や地域の実態・課題の状況等を把握して、人権教育を推進していく必要があります。また、児童生徒が、学習したさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権意識を高揚させるとともに、その解決に向けて実践できる意識・意欲を育成する学習を実施していく必要があります。

2) 今後の取り組み

就学前施設においては、他の乳幼児との関わりの中で他人の存在に気づき、相手を思いやる気持ちをもって行動できるようにすることや友達との関わりを深め、思いやりをもつようにすることなど人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。また、さまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取り組みを推進します。

(2) 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

1) 現状と課題

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場です。一方で、少子化、家族形態の多様化等の進行によって、子育て家庭は、不安、孤立、ストレスに見舞われやすく、家庭における子育て力や教育力の低下が指摘されています。また、家庭内においては子どもの人権問題以外に高齢者・配偶者等への暴力や要介護者の介護放棄などさまざまな家庭問題が発生しています。こういった家庭内の人権問題をなくすために家庭の機能の維持・充実を図る必要があります。

一般的に地域社会には、社会状況の急激な変化に伴い人権に関する問題が顕在化しており、人権意識をしっかりと身に付けていくことが求められています。地域社会において効果的な人権教育・啓発を推進するためには、地域の実情に応じた学習機会の提供が求められます。あらゆる機会や場を通じて充実した人権学習を進めるための学習教材の整備・活用や、社会性や人間性を育んだり、人権尊重の心を培う機会として多様な体験活動等の機会を確保したりする必要があります。

2) 今後の取り組み

①学習機会の充実等

保護者や地域住民が学ぶための学習機会の充実を図るため、新潟県や関係団体が実施する研修会などの情報の提供に努めます。

②相談体制の強化

不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の連携づくりを推進します。

③啓発活動の推進

家庭や地域における人権教育・啓発を充実させる取り組みを推進します。

(3) 事業所における人権教育・啓発の推進

1) 現状と課題

近年、派遣労働者や契約社員、パートタイマー等の非正規雇用者の増加など、就業形態が多様化する中、新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の急激な悪化により、非正規雇用者の雇用環境に影響が出ています。また、企業間競争の激化等によって長時間労働やストレスが増大するなど職場環境が変化しており、解雇、配置転換、職場でのいじめ、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントやモラルハラスメントなど、ハラスメント問題の顕在化が指摘されています。さらには、事業者には就職の機会均等を確保することや、事業者の配置、賃金、昇格などにおいて人権が尊重される企業づくりを推進することが求められています。町民アンケートにおいて、人権侵害の内容を聞いたところ、「職場で不当な待遇を受けたこと」と回答した割合が多い結果となり、職場内での待遇に対する人権意識が不足していることが見受けられます。

企業においては、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会

均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取り組みが必要です。特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

2) 今後の取り組み

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼されるとともに、企業の発展につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、人権啓発にかかる資料や情報提供などの支援に努めます。

(4) 特定事業従事者における人権教育・啓発の推進

①教員・社会教育関係職員

1) 現状と課題

学校教育における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員が児童・生徒の人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たすことから、教職員自らが豊かな人権意識をもつことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。

また、社会教育においては、社会教育関係職員が地域における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っていることから、さまざまな形での研修会等を通じて資質を向上させることが不可欠です。

近年、子どもへの人権侵犯事件数は減少傾向にありますが、国は「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(R3.12)」を策定し、「こどもまんなか社会」を目指しています。学校教育・社会教育において、子どもの人権が尊重されるような社会の実現を目指した教育活動を実践する必要があります。また、部落差別推進法の趣旨や同和問題を解消するための取り組みを推進する必要があります。

2) 今後の取り組み

すべての職員が、自ら豊かな人権意識をもち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っていきます。

②医療関係者、福祉関係職員

1) 現状と課題

医療従事者や保健師等の医療関係者やケースワーカー、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員等の福祉関係職員は、患者や高齢者、子ども等、さまざまな人の人権を十分に尊重する必要があります。また、地域住民や関係機関との連携についても充実を図る必要があります。

2) 今後の取り組み

人権の尊重について理解を深めるとともに、人権に配慮した対応ができるよう啓発用リーフレットや情報提供の支援に努めます。

③行政職員

1) 現状と課題

日常的に町民と接する機会が多い町職員は、人権の奉仕者として人権感覚を身につけ、常に人権尊重を心がけながら職務を行うことが求められています。そのため、職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務が遂行できるように、人権に関する研修や講演会等の参加などを継続的に進めることが必要です。

2) 今後の取り組み

職員の人権意識の向上を図るため、新採用職員をはじめとする職員全体を対象とした人権研修の拡充に努めるとともに、情報提供の支援に取り組んでいきます。

第4章 分野別人権施策の推進

1. 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

わが国では、1970年(昭和45年)に「心身障害者対策基本法」が制定され、1993年(平成5年)に「障害者基本法」へと改められました。2011年(平成23年)には、障がいの有無にかかわらず人格や個性を尊重しあう共生社会の実現や合理的配慮について定めることなどを旨として「障害者基本法」が改正されるとともに、「障害者虐待防止法」が制定されました。また、2013年(平成25年)には「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が改正されるとともに、2016年(平成28年)には「障害者差別解消法」が制定されました。さらに、2014年(平成26年)1月に障がいに基づくあらゆる差別を禁止した「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を締結しました。

田上町では、障がい者を取り巻く環境の変化や、国の基本指針に基づき田上町障がい者計画(令和3年度から令和8年度)「第6期田上町障がい福祉計画・第2期田上町障がい児福祉計画(令和3年度から令和5年度)」を策定し、具体的な数値目標や、各年度における障がい福祉サービスの見込量を設定し、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現と障がい者の自立と社会参加の支援に向け、施策の一層の充実を図っています。

町民アンケート調査「障がいのある人の人権について特に問題があると思うことはどのようなことか(第2章(8))」では、「障がいのある人に対する人々の理解が不十分なこと」が最も多く、次点は「働ける場所や機会が少なく、あっても職場で不利な扱いを受けたりすること」となりました。障がいのある人に対する理解を深める学校や職場での教育活動の実施や、障がいのある人が安心して暮らせる生活環境の整備が重要です。

また、「障がいのある人の人権を守るために必要な事柄(第2章(9))」では、「障がいのある人のための相談・支援体制の充実を図る」が最も多く、次点は「就職の機会を確保する」となっています。幅広い取り組みの必要性が回答から読み取れることから、個々の状況に応じたきめ細かい対応の検討が必要だと考えられます。

(2) 今後の取り組み

① 相談支援体制の充実

- ・各個人のケースに応じた生活支援や福祉サービス等について気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員との連携を図り、相談支援体制や相談窓口の充実に努めます。
- ・相談窓口で適切な支援を行うため、相談支援事業所や各施設、関係機関との連携を図ります。

②虐待防止の推進と権利擁護の推進

- ・障がい者への虐待防止に関して、リーフレットなどを活用し意識啓発を行います。
- ・相談支援事業所と連携を図り、虐待に係る相談や通報等の相談体制を構築し、虐待の早期発見に努めます。
- ・成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、制度を利用する人の支援に努めます。

③就労への支援

- ・障がい者の個々の状況に応じた就労支援を行えるようハローワークや障害者就業・生活支援センター、県などとの連携を図ります。

④障がいのある人の人権に対する 正しい理解と認識の促進

- ・学校教育においては、子ども一人ひとりの障がいの状態等に応じ、合理的配慮の観点に沿った学習指導を行うなど、特別支援教育の充実に努めます。
- ・障がいのある人に対する理解や、福祉の問題等に関する理解を深めるための教育・啓発を推進します。

2. 子どもの人権

(1) 現状と課題

わが国では、日本国憲法の下、1947年(昭和22年)に「児童福祉法」、1951年(昭和26年)に「児童憲章」を定めるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度を整備しました。「児童の権利に関する条約」は、1989年(昭和64年)に国連において採択され、わが国は1994年(平成6年)にこれを批准しました。その後、1997年(平成9年)に「児童福祉法」が改正され、1999年(平成11年)に児童を性的被害から守るため「児童買春・児童ポルノ禁止法」が、また、2000年(平成12年)には「児童虐待防止法」、さらに、2003年(平成15年)には「次世代育成支援対策推進法」、2013年(平成25年)に「いじめ防止対策推進法」が制定されるなど、子どもたちの人権を多方面から守り、尊重していく体制の整備が進められています。

新潟県では、児童等がお互いを大切に成長することのできる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、2020年(令和2年)に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」を制定し、「いじめ」や「いじめ類似行為」の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応や再発防止の対策について、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本事項を定め、取り組みを進めています。一方で、町民アンケート調査「子どものいじめ問題についてどのように思うか(第2章(11))」では、どのような理由があろうが、いじめる人が悪い」が最も多いものの、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合がある」や「わからない」などの回答が約50%を占めています。年代別でみると、特に10歳代は「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合がある」の占める割合が大きい結果になりました。そのため、10歳代を中心にいじめの正しい意識醸成の強化が必要だと考えられます。

また、町民アンケート調査「子どもの人権について特に問題があると思うことはどのようなことか(第2章(10))」では、「親・同居者が虐待したり、無視したり、面倒をみなかつたりすること」が最も多く、3位は「親・同居者がしつけのつもりでの体罰を与えること」、4位は「経済的理由で、満足な教育を受けられない子どもがいること」であり、家庭での環境に問題意識をもっている住民が多いことが分かります。このことから、保護者の相談体制の強化や子どもに対する家庭内暴力を早期発見・保護する体制を強化する必要があると考えられます。2位は「子ども同士の暴力、仲間はずれ、無視などのいじめをすること」であり、学校をはじめ家庭や地域も含め子ども同士のトラブルを早期発見・解決できる体制を整える必要があります。

さらに、「子どもの人権を守るために必要な事柄(第2章(12))」では、「親、家族、子どものための相談・支援体制の充実を図る」が最も多く、「子どもに対して、他人への思いやりの心を育む」が次点で多い結果となりました。今後、具体的な広報・啓発活動の推進方法や人材の育成方法について検討、実施することが重要です。

(2) 今後の取り組み

①子どもの人権を尊重する教育・啓発・支援体制の整備の推進

- ・学校では、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる問題であることを認識し、早期発見、即時対応を行います。
- ・子どものいじめに対して「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合がある」という考えや、「わからない」という無関心の改善と正しい意識の醸成のための啓発活動を推進し、次期町民アンケート調査実施時には今回の数値が半減するよう取り組んでいきます。
- ・いじめ、不登校、虐待等は子どもの人権に係る重大な問題であるため、児童生徒と教職員との信頼関係を基調とした指導を実施するとともに、相談・啓発・支援活動の充実を図ります。
- ・社会教育の機会においても、子どもの人権の重要性についての正しい認識と理解を深めるため、学習内容の充実に努めます。

②子どもの虐待防止の推進

- ・子どもの虐待は、心身や人格形成等に重大な影響を与えるため、相談体制の充実・強化、関係機関との連携により子どもの虐待の早期発見、早期対応に努めます。
- ・虐待の未然防止のため、乳幼児健診、保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子ども・家庭を早期に発見し、支援につなげる体制を強化します。

③子育てしやすい環境づくり

- ・家族形態の多様化など家庭を取り巻く環境や、地域内での関わりが少なくなっていることなど、子育て中の親は子育てを不安に感じる場合があります。安心して子どもを生み育てやすい環境を整え、子どもを心身ともに健やかに育てるため、支援体制を強化し、相談体制を充実します。
- ・子どもの成長を見守る中で、発達面や行動面で気になることや困りごと、子育てに不安を抱える年中児の保護者に対して、発達相談会・子育て相談会を実施し、保護者の育児力の向上を図るとともに就学に向けた準備の支援に努めます。

3. 女性の人権

(1) 現状と課題

わが国では、男女共同参画社会の実現に向け、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」を施行するとともに、あらゆる分野における男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでいます。そして2015年(平成27年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されています。また、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が制定され、暴力の被害者は女性だけではないものの、被害者の多くは女性であることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けたさまざまな立法的な措置が講じられています。

町民アンケート調査「女性の人権について特に問題があると思うことはどのようなことか(第2章(13))」では、「男女の固定的な意識を押しつけること」が最も多く、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが分かり、意識改革も含めた対策が必要だと考えられます。次点で「職場における男女の待遇が違うこと」が多く、職場での待遇の違いが未だに残っていることが分かり、職場における対策も必要です。

また、「女性の人権を守るために必要な事柄(第2章(14))」では、「男女ともに、働きながら家事や育児・介護などができる環境を充実する」が最も高く、次点は「男女平等に関する学校教育、社会教育、家庭教育を充実する」となりました。今後、男女ともに参加できる育児・介護の講習会の増加など家庭での負担を軽減するための支援や、女性の人権問題に対して正しい理解を深めるために啓発活動や学習機会の提供を行う必要があります。

(2) 今後の取り組み

①男女の人権を尊重する意識の向上

- ・性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報や啓発に取り組みます。
- ・性別に関係なく誰もが多様な選択ができるよう、さまざまな場面で男女の人権を尊重する意識の醸成に向けた啓発に努めます。

②男女がともに働きやすい環境づくり

- ・事業者や労働者に対して、働く場や地域社会において男女がともに活躍できる環境づくりのため、男女共同参画の推進に向けた啓発を行います。
- ・女性がさまざまな場で活躍できるよう、希望する女性の役職への登用などの呼びかけやさまざまな場面での女性の登用を推進します。
- ・男性が育児休暇等の取得がしやすい環境になるよう、男性の育休取得推進の啓発を行います。

③女性に対する暴力等への対策の強化

- ・性犯罪、ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント等の根絶に向けた取り組みを推進するとともに、被害者について相談体制の充実や保護、自立支援など関係部局や関係機関と連携して適切な支援に努めます。

4. インターネット上での人権侵害

(1) 現状と課題

近年、パソコンやスマートフォンの普及により、インターネットを介した情報化が世界中で急速に進む中で、SNSや電子メールなど、誰もが気軽に情報を収集し発信できるメディアとして日常生活に欠かせないものとなっています。しかし、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人にとって有害となる情報が氾濫し、インターネットによる人権侵害の問題が社会問題となっています。情報化の発達は、大量かつ広範な情報の処理と伝達を容易としている一方で、個人情報的大量に収集され悪用されるなど、個人の権利や利益が簡単に侵害されてしまうリスクを併せもっています。また、いったんインターネット上に掲載されると、被害は急速に拡大し、これを削除することは極めて困難です。

こうした状況を考慮し、国は、2002年(平成14年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」、2005年(平成17年)に「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、2009年(平成21年)に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年ネット規制法)」を施行するなど、さまざまな対策を講じています。

町民アンケート調査「インターネット利用に関することで、特に問題があると思うのはどのようなことか(第2章(15))」では、「他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」が69%と特に多い結果となりました。インターネット上での誹謗中傷や差別的表現などを目にする機会が多いと考えられ、インターネット利用のモラルが不足していることが考えられます。

また、「インターネット上での人権を守るために必要な事柄(第2章(16))」では、「違法な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する」が最も多く、次点で「インターネット利用の規制、罰則を強化する」となりました。これらは田上町独自で行うことは困難であり、プロバイダーや新潟県、国などに働きかける必要があります。一方で、3位が「インターネットにより被害を受けた人のための相談・救済体制の充実を図る」、5位が「学校教育、生涯学習において、個人の責任や情報モラルについての教育の充実を図る」となっており、インターネット利用における個人の責任や情報モラルについての研修会や学校教育の強化・推進や、インターネット上のトラブルの相談体制の充実を行う必要があると考えられます。

(2) 今後の取り組み

①人権侵害事案への対応

- ・インターネットやSNSにおける誹謗中傷、脅迫・強要などの人権侵害を確認した場合は、法務局等、関係機関・団体と連携を図りながら適切な対応に努めます。

②インターネットの正しい知識や利用マナーの習得

- ・学校における情報教育の中で、インターネットを利用する際の情報モラルや利用に付随する危険性について周知に努めるとともに、家庭においても情報提供等の啓発を進めていきます。
- ・インターネットに関する正しい知識や利用方法について、認識と理解を深める啓発を推進します。

5. 高齢者の人権

(1) 現状と課題

わが国では、1963年(昭和38年)に「老人福祉法」が制定され、1986年(昭和61年)に閣議決定された「長寿社会対策大綱」により、長寿社会に向けた総合的な対策を行ってきました。さらに、1995年(平成7年)に「高齢社会対策基本法」が施行されたことから、以後、同法に基づく「高齢社会対策大綱」を基本として国際的な動向も踏まえながら、各種対策が講じられてきました。2001年(平成13年)には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されています。

今後団塊の世代が高齢化するなど、急速に高齢化が進行し超高齢社会を迎えようとしています。こうした中で、高齢者介護を社会全体で支えることを目指し、2000年(平成12年)から「介護保険制度」が導入されました。

一方で、高齢化の進展が一層深刻化するにつれ、認知症高齢者の増加や、家庭や施設内で暴力や心理的被害・経済的被害を受けるなどの高齢者虐待が社会問題化しています。高齢者への虐待は発生するケースに複雑な家庭事情なども絡むことが多いために表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきました。このような中、2006年(平成18年)には、高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が制定され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援について定められ、高齢者虐待に対応できる体制の整備が進められています。

町民アンケート調査「高齢者の人権について特に問題があると思うことはどのようなことか(第2章(17))」では、「悪徳商法や詐欺による高齢者の被害が多いこと」が最も多く、悪徳商法や詐欺防止の啓発や被害の相談窓口の強化が重要です。次点は「一人暮らしの高齢者が安心して生活できるような支援が不十分なこと」となっており、高齢者の人権問題については社会情勢に応じたきめ細かい対応が必要だと考えられます。

また、「高齢者の人権を守るために必要な事柄(第2章(18))」では、「高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」が最も多く、次点は、「地域での日常の見守り体制を充実する」となりました。高齢者の人権を守るためには多様な施策の必要性が求められており、個々に応じたきめ細かい対応が必要だと考えられます。

(2) 今後の取り組み

①高齢者が自立して生活できる環境づくり

- ・住民の主体的な健康づくりや健康なまちづくりを推進し、望ましい生活習慣の実践や生活習慣病の重症化予防に取り組みます。また、高齢者に対して介護予防事業の周知・啓発を図り参加を促していきます
- ・高齢者が気軽に集まり、新たな出会いができるよう、老人クラブやサロンなどのいこいの場、交流の場の充実を図るとともに、高齢者のニーズの把握に努め、講座、イベント等の活性化をはかり、高齢者の生きがいづくりを推進します。

②高齢者が安心して生活できる環境の推進

- ・高齢者が安心して生活できるよう、医療や介護、福祉、人権擁護など幅広い分野との連携を図り、高齢者虐待防止や高齢者の相談体制の整備・充実に努めます。
- ・地域包括支援センター等の関係機関や民生委員による一人暮らし高齢世帯等の見守り活動を支援します。
- ・振り込め詐欺などの特殊詐欺の高齢者被害が後を絶たないことから、特殊詐欺予防についての啓発活動に取り組み、被害の予防に努めます。また、万が一被害に遭った場合、消費生活センターや地域包括支援センター等と連携した手続きなどの相談ができるよう、相談体制の強化に努めます。

6. 外国籍住民等の人権

(1) 現状と課題

わが国は、島国という地理的条件や歴史的な背景がもたらす、外国籍住民等に対する理解不足による偏見や差別が見受けられます。そして、相互理解が十分に図られない中で、就労や居住などさまざまな場面で差別や人権問題が生じています。また、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が2016年(平成28年)に施行されました。国際化が進展している今日、言語・宗教・文化・習慣の違いを理解し、お互いの生活習慣や文化を理解し、共生していくことが求められています。

町民アンケート調査「外国籍住民等の人権について特に問題があると思うことはどのようなことか(第2章(19))」では、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ない」が最も多く、次点は「外国語対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ない」となりました。外国籍住民等との交流の機会や、行政や病院・施設等に外国語対応できる環境整備が必要であることが分かりました。また、「外国籍住民等の人権を守るために必要な事柄(第2章(20))」では、「外国語による相談の場を増やす」が最も多く、次点で「外国籍住民等と日本人との相互理解と交流を進める」となりました。このことから、国際交流事業の実施や強化、外国籍住民等に対しての支援サービスの充実が必要だと考えられます。

(2) 今後の取り組み

①外国籍住民等に対する理解促進

- ・外国籍住民等に対する偏見や差別をなくしていくためには、文化等の多様性を認め、外国籍住民等の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとることが大切であることから、ポスター・リーフレットを活用した啓発に努めます。
- ・学校教育においては、外国のさまざまな文化、歴史、伝統についての理解を深め、お互いを尊重し合う人権意識を育成します。
- ・外国籍住民等への情報提供や相談体制の充実を図り、生活しやすい環境づくりに努めます。

②相談体制の強化

- ・外国籍住民等※に対する偏見や差別などあらゆる人権問題を解消するため、差別撤廃の啓発活動や相談体制の強化などの支援施策を推進します。

※外国籍住民等：外国籍住民の他、両親のいずれかが外国籍である子や日本国籍取得者を含みます。

7. 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、わが国固有の人権問題で、歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々がいちじるしく基本的人権を侵害され、市民的権利と自由を完全に保障されていないという重大な人権問題です。1965年(昭和40年)の「同和对策審議会」において、同和問題の早急な解決は国の責務であり国民的課題であるとされ、1969年(昭和44年)の「同和对策事業特別措置法」以来、同和对策の特別措置法が2002年(平成14年)3月末に失効するまでの33年間、同和問題解決に向けた取り組みが全国で実施されました。

2016年(平成28年)には、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別解消推進法」が施行され、現在もなお部落問題が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを指摘するとともに、地方公共団体は地域の実情に応じた施策の実施に努めることとしています。

しかし、「被差別部落」に対する偏見や差別意識は根強いものがあり、1975年(昭和50年)には、全国の同和地区の所在地や戸数、主な職業などが記載されている「部落地名総鑑」が企業や興信所などに売買され、就職者や婚約者の身元調査に使用されていたことが発覚し、大きな社会問題になりました。

そのほかにも、2005年(平成17年)には、行政書士や司法書士による戸籍謄本などの不正取得が発覚し、部落差別の原因となる身元調査に使われたことが大きな社会問題になりました。このようなことから、戸籍謄本などの不正取得を抑止することを目的とした「本人通知制度」が全国に広がり、田上町でも同制度を導入しています。一方で、町民アンケート「身元調査についてどのように考えているか(第2章(26))」では、人権問題にあたるのが十分に理解されていない可能性があることが分かりました。不正取得された個人情報悪用される場合があり、今後身元調査に対する理解を深める啓発活動の充実が必要だと考えられます。

町民アンケート「日本の社会に同和地区や同和問題があることを知っているか(第2章、(21))」では「知らない」と回答した人は45%で、同和教育の推進・強化を行う必要があると考えられます。さらに、年代別では、40、50、80歳代以上は「知らない」の占める割合が大きく、これらの年代に対しては特に、同和問題の啓発活動を強化する必要があります。また、「同和問題で、人権上特に問題があると思うことはどのようなことか(第2章(22))」では、「地域社会で不利な扱いをすること」が最も多く、次点以降で「地域社会で不利な扱いをすること」、「差別的な発言や言動をすること」、「結婚問題で周囲が反対すること」が続き、同和問題についての人権意識を高める啓発活動等が必要だと考えられます。さらに、「同和問題を解決するために必要な事柄(第2章(23))」では、「学校や地域における人権教育、同和教育を推進する」が最も多く、次点で「町民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるよう努力する」となりました。田上町では、学校での同和教育についてはより一層強化していくとともに、社会人に対しても同和問題に関す

る研修等の機会を増やすなどして同和問題への理解を深めていく必要があります。

(2) 今後の取り組み

①同和問題に関する差別的意識解消のための啓発の推進

- ・ 部落差別解消推進法制定の趣旨にのっとり、正しい認識と理解を深めるよう、法務局ほか各行政機関、関係団体等との連携を図りながら町民に向けた研修会や人権教育、同和教育啓発を充実させます。
- ・ 学校では、教職員の資質と指導力の向上を図るため、人権教育・同和教育研修を充実させます。
- ・ 同和教育を受けていない人にも分かりやすい広報等の実施により、幅広い世代の人を対象に同和問題の啓発に努めることで、町民アンケート結果で「日本の社会に同和地区や同和問題があることを知らない」とした数値が、次期町民アンケート調査実施時に半減するよう取り組んでいきます。

②個人情報の保護

- ・ 特定の有資格者による「職務上請求制度」を利用した戸籍謄本や住民票の発行に関して、不正な請求によって個人情報が漏洩することのないように窓口での対応を徹底します。また、町民の本人通知制度の登録を推進して登録者を増加させることで、不正な請求の抑止を図ります。

8. 感染症患者等の人権

(1) 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、エイズやH I V、ハンセン病などさまざまな感染症については、その治療法や予防法、感染のしくみについて未だ正しい知識の普及と理解が十分になされているとはいえ、誤った理解や無関心によって、感染症患者、元患者やその家族等への差別、偏見、プライバシー侵害などの人権問題が依然として残っています。H I Vについては感染力が非常に弱く、感染してもすぐにエイズを発症するわけではありません。早期発見と治療を行うことでエイズの発症を遅らせ、治療効果を高めることが可能です。ハンセン病については、病原性の弱い「らい菌」による感染症であり、万一、発病しても適切な治療で完治することができます。しかし、過去には恐ろしい病気として、患者を強制隔離するという政策が行われたことがありました。この従前の政策などが患者等に対する偏見や差別を招き、誤った認識がなかなか改められませんでした。

1999年(平成11年)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が、2009年(平成21年)には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されるなど、患者等の人権擁護に関する法律が整備され、感染症患者や元患者、その家族などに対する差別や偏見、不合理な取扱は徐々に改善されてきています。

2020年(令和2年)には新型コロナウイルスの感染が拡大し、患者や家族、医療関係者等に対する偏見や差別、そして感染拡大地域の住民に対する差別的な対応が社会問題となりました。これは新興感染症に対する、人々の意識が顕在化したものであり、これを防ぐためには、国や地方公共団体、関係機関、メディアを含め、正確な情報を素早く収集し、正しい情報を発信し、理解してもらうことで、人々の誤った認識による恐怖心や偏見をなくし、冷静な対応を促す必要があります。

町民アンケート調査「感染症患者等の人権について特に問題があると思うことはどのようなことか(第2章(24))」では「エイズやH I V、ハンセン病等についての正しい理解がされていない」が最も多く、次点で「差別的な発言や行動がされること」となっている。また、「わからない」が20%となっており、今後感染症に対する正しい理解が得られる機会を充実させる必要があると考えられます。また、「感染症患者等の人権を守るために必要な事柄(第2章(25))」では、「エイズやH I V、ハンセン病等の実態について正確な情報を提供し、偏見・差別の解消に努める」が最も多く、次点で「学校教育、生涯学習を通じて、感染症に対する正しい理解や認識を深める教育を行う」となりました。今後、感染症の正しい知識と理解の促進を行うため、学校教育の充実や、感染症自体の理解と感染者への偏見・差別解消に関する啓発の充実が必要だと考えられます。

(2) 今後の取り組み

①正しい知識の普及や啓発活動の推進

- ・エイズやH I V、ハンセン病などの感染症患者や医療・保健関係者等の人権が侵害されることの無いよう、感染症に対する正しい知識と理解が深まるような啓発活動に努めます。
- ・新型コロナウイルス感染症や将来新たに発生し得る感染症等に対しても、差別や偏見の対象となることのないよう、正しい知識の収集、発信を行い、感染者との濃厚接触者等の関係者、医療・保健関係者等への差別と偏見を生まないよう、正しい認識と理解を深める啓発に取り組めます。
- ・国、県などの相談窓口を広く町民に周知します。

9. さまざまな人権問題

(1) 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別

性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、性自認とは、戸籍上の性にかかわらず、自分の性をどのように認識しているかを示す概念です。性的少数者の方たち（LGBTQ※）は、社会生活のさまざまな場面で偏見や差別などに直面しており、またそうした対象になることを恐れて周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができないなどの生きづらさを感じる方がおられます。性的少数者に対する社会の理解はいまだ十分とはいえず、社会生活のさまざまな場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する理解を深めていく必要があります。

また、主に親しい方、信頼できる方などに、自身の性的指向や性自認をカミングアウトすることで「自分を偽ることなく生きることができる」と考える方もいますが、実際には差別や偏見を恐れて、カミングアウトに踏み切ることが難しい状況にあります。また、親しい人へのカミングアウトに踏み切った場合にも、本人は性的指向や性自認を多くの人に知られたくない場合が多く、本人の意思に反してそれらを暴露すること（アウトティング）は人権侵害にあたります。過去にはアウトティングによって自殺に至った事件があり、最悪の結果を招く場合があることを十分に周知する必要があります。

※L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（身体的な性別と自認する性別が一致しない人）、Q：クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）など、性的少数者の方を表す総称のひとつです。

性的指向、性自認、それぞれの英訳のアルファベットの頭文字を取った、「人の属性を表す略称」であるSOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）が用いられることもあります。

(2) 犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者とその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、「犯罪被害者等基本法」が成立しました。

犯罪被害者等の心情に配慮し、継続的に適切な支援を行い、関係機関等と連携し啓発活動を推進していく必要があります。

(3) 拉致被害者とその家族の人権

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、わが国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

拉致問題に関する啓発については、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」において、国及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められています。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

(4) ホームレス（路上生活）状態にある人の人権

近年、さまざまな原因によりホームレスとなることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。ホームレスに至る原因は、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

国では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 100」に基づき、関係機関と連携・協力し、ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進しています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

(5) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

犯罪や非行をした人の立ち直り支援に関する理解・協力を促進し、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、さまざまな機関・団体と広く連携しながら、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図ることが求められています。

(6) 東日本大震災の被災者の人権

2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、死者1万5,900人、行方不明者2,523人の甚大な人的被害が生じました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとなりました。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見、差別は今なお懸念されています。国では、2017年(平成29年)3月、「国のいじめ防止基本方針」を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを新たに盛り込み、教職員に対して適切な対応を求めており、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、放射線副読本を全国の小・中・高等学校等に配布されました。引き続き、避難児童生徒に対する差別やいじめを防止する取り組みが必要です。

(7) アイヌの人々に関する人権

2019年(令和元年)5月に施行された「アイヌ施策推進法」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が新たに定められました。また、学校教育においては、2017年(平成29年)3月に小・中学校の学習指導要領の改訂を行い、中学校社会科では、鎖国下の対外関係に関する学習で北方との交易をしていたアイヌについて取り扱う際に、「アイヌの文化についても触れる」ことを新たに明記されました。

アイヌの人々に対する偏見・差別の解消に向けた取り組みに向け、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施していく必要があります。

10. 人権問題に起因する自殺

日本の年間自殺者数は2012年(平成24年)に15年ぶりに3万人を下回ったものの、2021年(令和3年度)では21,007人と依然として多くの方が自殺により亡くなっている現状があります。

田上町においては、近年の自殺死亡率※が全国平均をほぼ上回って推移しており、2020年(令和2年)は17.9と全国平均16.4に比べ1.5上回った状況となりました。

自殺は心身の問題のみならず、社会的な要因やこれまであげてきたさまざまな人権問題などが重なり、自殺に追い込まれる可能性があります。その多くが防ぐことができる問題といわれます。自殺を防ぐには、誰もが生きやすい人権が尊重された社会づくりが必要です。

このようなことから、本町においては、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために「田上町自殺対策計画」を策定し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して予防事業に取り組んでいる状況です。

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであるという認識に立ち、自殺を防止するためにも人権意識の啓発を推進します。

※自殺死亡率(10万人当たりの自殺者数)

第5章 計画の推進

1. 推進体制

社会情勢の変化に伴い、現在の人権問題はそれぞれの課題が複雑に絡み合い、新たな課題が生じるなど、複雑かつ多様化してきています。本町では、本計画の趣旨を踏まえ、町民の人権に十分配慮しながら施策の実施にあたります。

計画の確実な推進には、庁内の担当部局間の緊密な連携体制が不可欠であり、高齢者、障がい者、男女共同参画等の個別計画と本計画との整合性を図り、人権尊重の視点からそれぞれの施策を推進します。また、本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係部局の密接な連携の下に全庁的な取り組みを推進することとします。

2. 関係機関との連携・協力

本計画に基づき、人権教育・啓発を推進していくためには、国、新潟県、地域、学校、企業、NPO法人等との連携が必要です。それぞれがもつ教育・啓発機能や社会的役割を十分に発揮しつつ、相互に補完しあうことで町民一人ひとりの人権尊重の意識が日常生活の中で習慣化されていくよう、積極的な支援・協力体制の充実に努めます。

3. 計画に基づく施策の点検と見直し

本計画の目的を達成するため、計画に基づく施策の実施状況について、庁内での点検や当事者、関係団体等の声を聴き、その結果を以後の施策に反映させるように努めます。

また、中間年で計画の見直しを行うこととし、その際には町民意識調査の実施による結果や、毎年行う事業の点検による蓄積データ等を参考に見直しを行います。

計画の期間は10年間ですが、国、新潟県の動向や社会情勢の変化などにより、計画の修正が必要となった場合はその都度見直しを行うものとします。

○参考資料

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P54
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・ P56
- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律・・ P61
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P63
- ・ 田上町人権教育・啓発推進計画策定委員会 設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ P64
- ・ 田上町人権教育・啓発推進計画策定委員会 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ P66
- ・ 田上町人権教育・啓発推進計画策定委員会 審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・ P67

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年6月26日

法律第 65 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応する

ために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第 17 条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
（協議会の事務等）

第 18 条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 19 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 20 条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

以下（略）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年6月3日

法律第68号

前 文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日

法律第109号

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

田上町人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱

令和4年3月24日

要綱第17号

(設置)

第1条 田上町人権教育・啓発推進計画(以下「推進計画」という。)の円滑な策定を図るため、田上町人権教育・啓発推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 推進計画の立案及び調整に関すること。
- (3) その他推進計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係する各種団体に属する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を

聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員会の委員に対して、報酬及び旅費を支給することができる。

2 前項の報酬及び旅費については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和51年田上町条例第7号)を適用するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町民課住民係において処理する。

(秘密の保持)

第9条 委員及び委員であった者は、委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

田上町人権教育・啓発推進計画策定委員会委員名簿

区 分	所属・職名等	氏 名
識見を有する者 (要綱第3条第1号)	新潟中央短期大学 教授	小川 崇
	部落解放同盟新潟県連合会 執行委員長	長谷川 均
	田上町人権擁護委員	金森 恵子
教育関係者 (要綱第3条第2号)	田上中学校長	栗林 操
	田上小学校長	笠原 誠也
	羽生田小学校長	小野 浩
関係する各種団体に属する者 (要綱第3条第3号)	田上町民生委員協議会会長	阿部 常子
	田上町社会福祉協議会会長	高橋 勝之
	田上町商工会女性部	細井 久美子
	女性ライム田上町	乾 道子
その他町長が必要と認める者 (要綱第3条第4号)	田上町教育長	安中 長市

田上町人権教育・啓発推進計画策定委員会 審議経過

回数	開催日	協議事項
第1回	令和4年5月27日	(1) 人権教育・啓発推進計画の策定について (2) 人権に関する町民意向調査について
第2回	令和4年8月4日	(1) 町民意識調査の結果について (2) 人権教育・啓発推進計画（素案）の方向性について
第3回	令和4年10月14日	人権計画・啓発推進計画（素案）について
第4回	令和4年12月5日	人権教育・啓発推進計画（素案）の修正について
第5回	令和5年1月23日	人権教育・啓発推進計画（素案）及び答申書（案）の報告について